

# 平成24年第4回上里町議会定例会会議録第1号

平成24年6月4日(月曜日)

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 (町長提出議案第40号)上里町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第41号)児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について
- 日程第 9 (町長提出議案第42号)平成24年度上里町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 (選挙 第13号)児玉郡市広域市町村圏組合議会議員選挙について
- 日程第11 (意見書 第11号)東京電力が支払った損害賠償金を非課税にすることを求める意見書(案)について

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について

## 出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君

5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

#### 説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民環境課長	須田孝史君	福祉こども課長	飯島雅利君
健康保険課長	関口静君	まち整備課長	坂本浩之君
産業振興課長	野田浩一郎君	下水道課長	間々田義彦君
人権共生課長	河野光彦君	学校教育課長	木村隆之君
生涯学習課長	坂本正喜君	中央公民館長	山口正彦君
水道課長	間々田勤君	学校指導室長	福島慶治君
図書館長	豊田昇君	資料館長	外尾常人君
老人福祉センター所長	関根健次君	会計管理者	橋爪和友君

#### 事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	主査	戸矢信男
------	------	----	------

## 開会・開議

午前9時11分開会・開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員について

議長（高橋正行君） 日程第1、会議録署名議員指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、12番伊藤裕議員、13番根岸晃議員、1番植原育雄議員の以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

議長（高橋正行君） 日程第2、会期決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました。会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会運営委員長 納谷克俊君発言〕

議会運営委員長（納谷克俊君） おはようございます。議会運営委員長の納谷克俊です。

前期定例会で審査の付託を受けておりました今期定例会の会期日程等について、去る5月22日に議会運営委員会を開催し、慎重審議をいたしました。その審査結果を御報告いたします。

今期定例会における一般質問の通告者は5名で、質問の通告時間は3時間20分であり、答弁時間を含めると5時間程度になると見込まれます。

次に、町長提出議案は3件を予定しており、条例の一部を改正する条例についてが1件、公の施設の相互利用に関する協議について1件、平成24年度一般会計補正予算の1件であります。議会関係については、広域議会議員選挙1件を予定しております。

次に、本日までに新規に提出されました請願・陳情はありません。

これらを考慮して、今期定例会の会期は、お手元に配付をした定例会日程表のとおり、本日6月4日から6月11日までの8日間といたしたところであります。

また、節電や省エネルギー対策推進といたしまして、町のクールビズ期間の10月31日までの間、議会においても軽装にて対応するということといたしました。

以上で議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告とさせていただきます。

議長（高橋正行君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月11日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は8日間と決定いたしました。

### 日程第3 提出議案の報告について

議長（高橋正行君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。

事務局。

〔事務局朗読〕

### 日程第4 町長の行政報告について

議長（高橋正行君） 日程第4、町長の行政報告について、町長より行政報告を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） どうも皆さん、おはようございます。

麦の穂が色づき始め、梅雨入り間近となり、農家の皆様は農繁期を迎えようとしている時期かと思えます。

本日ここに、平成24年第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参会を賜り、町政の重要課題について御審議をいただきますことに対しまして、心から感謝を申し上げます次第でございます。

さて、昨年の東日本大震災により電力不足が問題になる中で、今年も多くの家庭や企業が節電に取り組んでいることと思えます。町といたしましても、節電やクールビズなどに積極的に取り組んでいるところであります。今年は上里町マスコットキャラクター「こむぎっち」を活用した町のPRとして、町商工会において、こむぎっちのポロシャツを作成いたしました。議員の皆さんにも着用していただき、まことにありがとうございます。本日は、私ほか課長等全員がこのこむぎっちポロシャツを着て議会に出席をさせていただいております。

近年、地球環境問題が叫ばれる中、昨年の東日本大震災や気候変動の影響か、今年5月6日には栃木県や茨城県において大規模な竜巻が発生し、私たちはこの地球環境の微妙なバランスの中で生活していることを改めて感じているところでございます。

国においても、社会保障と税の一体改革に取り組む中で、資産と負債をまとめた2010年度の「国の財務書類」を発表いたしました。それによりますと、10年度末の負債は、前年度末と比較して23兆3,000億円の増で1,042兆9,000億円で、過去最大を更新いたしましたところでございます。負債は、国債の発行により財源不足を補ったため、公債残高も過去最大で38兆1,000億円の増額で758兆8,000億円となっております。また、資産については21兆9,000億円の減で625兆1,000億円となっており、負債が資産を大きく上回っている状況であります。

その中で、内閣府の5月の月例経済報告を見ますと、景気は依然として厳しい状況にあるものの復興需要を背景として緩やかに回復しつつあるとしており、個人消費も緩やかに増加していると見ておりますが、一方で雇用情勢は持ち直しているものの、東日本大震災の影響もあり、依然として厳しい状況であります。行き先については、復興需要等を背景に景気回復の動きが確かなものとなることが期待されるわけでございます。

震災の影響により、国内の状況が変わりつつある中で、本町においても政府の施策を注視し、上里町「第4次総合振興計画」を柱として、町民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

主な事業の実施状況について申し上げます。

初めに、上里サービスエリア周辺地区整備事業についてですが、農地転用許可申請と開発行為許可申請の許可を3月22日にいただき、約11年の歳月を経て、農地から非農用地へ、そして開発可能な用地として工事を着工することができるようになりました。ひとえに多くの皆様のお陰と感謝を申し上げておるところでございます。

また、(仮称)上里スマートインターチェンジの連結許可申請につきましては、4月5日付で国土交通省に提出いたし、その結果、スマートインター設置の大きなハードルであった連結許可があり、5月7日の月曜日に国土交通省大宮国道事務所長から、町長に連結許可書が手渡されたところでございます。このことにより、平成27年12月の供用開始予定時期に向けて、東日本高速道路株式会社と上里町で事業整備を進めることとなりますので、今後も周辺道路の整備を含め、引き続き議会議員の皆さんや国土交通省、埼玉県など、多くの関係者の御理解、御協力をお願いする次第でございます。

次に、上里中学校改築事業についてですが、平成24年3月に改築工事費を予算計上させていただき、現在は実施設計を行っておるところでございます。現在の状況については、5月21日に庁内プロジェクトチームに対して、また5月29日には上里中学校建設委員会に実施設計段階における中間的報告を行ったところでございます。

なお、議会の皆さんに対しましても、今後全員協議会の席上で説明を行いたいと考えております。

少子化対策としては、子ども手当から児童手当に変わり、所得制限が導入されたほか、昨年に引き続き子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3種のワクチンの予防接種費用の一部を町が負担し、多くの子どもたちの発病や重症化を予防したと考えております。また、厚生労働省でも平成25年度から、この3ワクチンを事実上無料の定期接種にするため、予防接種法を改正する方針を固めており、より一層の接種率向上が期待されておるところでございます。

健康づくりに関しましても、第21回上里町乾武マラソン大会が3月25日の日曜日、コースを全面的に見直して実施されました。多くのランナーが利根川の堤防上を赤城山、榛名山などを目におさめながら風に向かって走り、さわやかな汗を流したほか、ランナーやボランティアの方々の交流も深まり、素晴らしい大会として終わることができました。このことは、この大会に御理解、御協力をいただきました関係者や地元の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

次に、町職員の定期人事異動ですが、4月1日、埼玉県への復帰退職などにより16人に退職辞令、新規採用については、県からの派遣2名を含め14名、異動については、退職した課長級ポストの補充をはじめとする昇格などを含め、延べ79人への人事異動の発令を行ったところでございます。

次に、3月定例会以降の主な行事等についてでございますが、4月2日、町立中央保育園・長幡保育園入園式が行われました。

4月8日、春の交通安全出陣式がウニクス上里で行われました。

4月9日、町内各小中学校入学式、小学生が300名、中学生が339名が入学をされました。

4月23日、町内巡回バスがコースを見直して運行開始しております。

5月12日、町民新緑ハイキングが74名参加のもと、高尾山へバス2台で実施をいたしたところでございます。私も一緒に参加をしてきたところでございます。

5月13日、各小学校地域で毎週日曜日、7月22日までの「歩け歩け運動」が始まりました。

5月27日、地域の環境美化としてクリーンの日を実施いたしました。私も長幡地区と七本木地区、全部の箇所ではございませんが、回らせていただきましたけれども、会場に集まった皆さんが今年はゴミが大変少ない、そういうお話をいただいておったところでございました。大変喜ばしいことではないかなというふう感じてきたところでございます。

以上が主な行事等でございます。

本定例会には3議案を提案いたしますが、概要を申し上げますと、上里町こども医療費支給に関する条例の一部改正が1件、児玉都市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議が1件、そして一般会計の補正予算が1件という内訳でございます。

以上をもちまして、本定例議会におきます行政報告・提出議案の説明といたします。今後とも町政推進について、議会議員の皆さんの御指導、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

思います。

以上です。

議長（高橋正行君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

日程第5 諸報告について

議長（高橋正行君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日までに受理した請願・陳情はありません。

次に、規則等の制定及び一部改正についての件、継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書の件、土地開発公社経営状況についての件が報告事項として提出がありましたので、お手元に配付をしておきましたから御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩をいたします。

午前9時30分休憩

午前9時45分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 一般質問について

議長（高橋正行君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告順に発言を許可いたします。

8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 会場の皆さん、おはようございます。議席番号8番の新井實でございます。議長から通告順に従い、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問に当たりましては、大きな項目で6問ございます。

(1)として、通学路の安全対策と自転車レーンの設置について、(2)として、中学校における武道の必修化について、(3)といたしまして、公共施設の太陽光発電の導入について、(4)としまして、上里サービスエリア周辺地区整備事業について、(5)として、学校図書館の充実について、(6)として、町の環境政策ビジョンについて。

それでは、(1)から各項目順に従い、一般質問をさせていただきます。

(1)通学路の安全対策と自転車レーンの設置について、 町道・県道の通学路の総点検及び危険箇所の洗い出しによる町の今後の安全対策と歩道の整備と設置について。

京都府、千葉県などで集団登校中の児童らが車ではねられ死傷する事故が相次いでおります。読売新聞の5月2日付の埼玉版の記事によりますと、埼玉県内で1月から3月、登下校中に交通事故に巻き込まれて重軽傷を負った小中学生は88人に上ることが県警への取材でわかったということであります。埼玉県教育局とさいたま市教育委員会は、既に各学校長らに対し、通学路を点検して危険箇所を洗い出すよう通知、歩道の設置等も進めているとのこととあります。

県が昨年度、さいたま市を除く県内の幼稚園や小中学校などに通学路を中心に改善すべき箇所を示してもらったところ、歩道やガードレールの設置、道路に張り出した樹木の伐採などを求める意見や要望が8,800件に上ったといえます。埼玉県は、今後5年間で県道や国道の一部731カ所で改良工事に着手し、このうち約4分の1に当たる190カ所が歩道の設置を計画しているとのこととあります。

上里町でも、町道を第一に県道、国道を含めてすべての町の小中学校への通学路の総点検と危険箇所の洗い出しを実施していただき、町の今後の通学路の安全対策及び歩道の整備と設置について、至急お願いいたしたいと思いますが、この問題に対する関根町長の今後の整備計画と安全対策に対するお考えをお聞かせください。

車道に自転車レーンを整備することについて。

車道に自転車レーンを整備する動きが県内各地で進んでいます。自転車は、原則車道通行というルールを守り、安全に走行してもらうためとのこと。2007年度以降、各自治体の主導などで所沢市や入間市など5カ所に設けられ、今年2月末には初めて県警からさいたま市に呼びかけ、JR北浦和駅近くに整備されました。

埼玉県は、自転車保有率が全国1位で、自転車が絡む事故が大変多い。県警によりますと、昨年の事故死亡者207人のうち自転車に乗っていた人は44人でワースト1位、自転車乗用中の事故件数は1万1,932件で、東京、大阪に次ぐ3番目の多さでありました。警察庁が昨年10月に指導強化しております。

上里町でも、町道はもちろんのこと、県道や国道においても、ある程度道幅のある道路に対して町民の安全・安心を確保するため、交通ルールの周知と事故防止の観点から、危険区域を調査研究し、積極的に県・国に自転車レーンの整備を要請すると同時に、町道にも試験的に数カ所選定して自転車レーンを整備していただきたいと思いますが、関根町長のお考えをお伺いいたします。

(2)中学校における武道の必修化について、 中学校における武道の必修化の中で、安全に



不安が残る柔道の指導について。

中学校の武道の必修化が4月から始まりました。安全に十分配慮した指導方法を確立することが急務であります。男女とも1、2年生の体育の授業で原則柔道、剣道、相撲のいずれかを学ぶということであり、武道は、日本固有の運動文化だと思います。必修化には礼を重んじる態度を育むとともに、生徒の体力を向上させるねらいがあります。ただ、事故の危険もつきまとうため、保護者から不安の声も上がっております。特に懸念されているものは柔道であります。

名古屋大学の内田良准教授（教育社会学）の調査では、部活動や体育授業中の柔道事故で死亡した中学、高校生は、2010年度までの28年間に114人いたとのことであり、大半が部活動中の事故であったとのことであります。手足の麻痺などの後遺症が残った事故も2009年度までの27年間に275件起きていると伺います。死亡した中高生のうち1年生が半数以上を占めていて、専門家は、受け身を習得していない初心者が事故に遭いやすいと指摘しております。

柔道は、剣道に比べ防具などを揃える必要がありません。このため多くの学校は必修種目を選んでいくとのことであります。女子も対象です。何よりも事故が起きないように細心の注意を払って指導に当たる必要があります。全国的に柔道経験の乏しい教師が教える立場になっているのも心配の一つと聞いております。

上里町の上里中学校及び上里北中学校では、4月からの武道の必修化に対して、まず、柔道、剣道、相撲のうち必修種目にどれを選んで授業を実施しているのでしょうか。山下教育長にお伺いいたします。

また、必修種目で柔道を採用した中学では、どのような体育教師や指導者が柔道を教えているのでしょうか。柔道の学習内容は、各学校や教育委員会の裁量に任されているようですが、武道に割ける時間は保健体育の授業として年間12時間程度と聞いており、この限られた時間の中で柔道の授業は、礼法、受け身、寝技などを授業の中で生徒は学ぶわけですが、教える教師の側も手いっぱいであり、生徒個々の体力や技量の見極めなどの健康管理、けがの際の応急措置、医学知識などの事故防止策や安全対策に対する準備、把握や安全指導の確立をどのように図っているのか、山下教育長の見解をお聞かせください。

(3) 公共施設への太陽光発電の導入について、上里町の全小中学校への太陽光発電の導入について。

国土交通、文部科学両省は、太陽光発電・蓄電のできる新たな小中学校施設の建設に乗り出すようであります。国内で唯一稼働していた北海道電力の泊原子力発電所3号機が5月5日停止しました。全原発が止まるのは、原子力が日本の主要な電源となって初めての事態であります。政府が手続を進める関西電力大飯原発3、4号機の再稼働も、道筋がなかなか見えない。

需要の高まる夏を控え、電力リスクが日本を覆います。このような電力需要の懸念を受け、学校の周辺地域にも電力を供給できる拠点とする考えとのこと。今年度中に、東日本大震災の被害を受けた岩手、宮城、福島 の 3 県の学校から対象を選び、改修に着手、今後 5 年で全都道府県に広げるとしています。災害時の避難拠点ともなる学校の耐震化と省エネ化を同時に進める計画であります。

国土交通、文部科学両省がつくるのは、学校の年間エネルギー消費量を実質ゼロとする Z E S ( ネット・ゼロ・エネルギー・スクール )。第 1 校の施設費は、2012年度予算から投入して 13年度から順次拡大する計画とのこと。小中学校の校舎や体育館の屋根に太陽光パネルを大規模に設置します。既存の小中学校施設の改修費は 1 校当たり 1 億円前後。発電設備を置くため現在よりも割高になりますが、政府は、学校の耐震化とあわせて国費で優先的に支援をします。新たな施設には発電だけでなく、蓄電、学校への電力供給ができるのも特徴であります。一般家庭と異なり、学校施設の消費電力の大半は照明に使われています。土・日曜日や夏休みなど、来校者が少ないときに電力を蓄え、余剰電力を外部に提供しやすくなります。

これまで実験的に太陽光パネルを設置した学校は各地にあります。蓄電供給まで一貫して可能になるのは初めてであります。1 校当たりで周辺の一般家庭 30 世帯前後を賄う供給力を想定しています。この種の学校が全国に次々にできれば、学校への発電設備納入をにらむ民間企業の技術革新を後押しできると政府は期待しています。現在は学校で発電しても、学校の敷地外への供給は原則として認められていません。このため、国土交通、文部科学両省は、現行法の特例として規制対象から外す方向で協議中であるようであります。

国の小中学校への太陽光発電の普及方法としては、以上のように補助金や助成金で今後計画的に普及促進を実施していく施策とのことですが、私がどこのチャンネルだか忘れてしまいましたが、今年に入って偶然テレビを見ていたとき、太陽光発電の普及方法として、長野県上田市にある N P O 法人で太陽光発電普及促進を進める組織と民間の電力会社、つまり P P S だと思いましたが、太陽光発電装置で発電、蓄電、供給する会社が提携して、地域の学校や会社の屋根や屋上を借りて電力を発電、蓄電、供給する一貫システムで、場所を貸すほうは設備費は一切かからず、借りる電力会社が設備を全部持って電力を供給して、場所を貸すほうは場所代の毎月の賃貸料で電気料を賄っていけるという方法があることを、たしか 2 月か 3 月のテレビ放映で見ました。

上記のことを踏まえて、上里町における太陽光発電設置促進計画に当たっては、国の補助金や助成金を当てにするより、場所を貸して太陽光発電設置と電力の供給を受け、その賃貸料をいただいて電気料金に充当していく方法が、設備費が削減され、小中学校への太陽光発電の普及が大変早いと思いますので、ぜひとも御検討お願いいたしたいと思いますが、関根町長のお

考えをお聞かせください。

(4)上里サービスエリア周辺地区整備事業について、上里サービスエリア周辺地区整備事業の現時点の進捗状況及び今後の具体的な事業計画とその推進方法、また企業誘致における誘致業種成長見極め分散等について。

上里サービスエリア周辺地区整備事業について、平成24年3月22日に農地転用及び開発許可があり、さらに平成24年4月17日に国土交通省より、上里町の関越自動車道、上里サービスエリアに計画されているスマートインターチェンジについても、高速道と一般道の連結許可が国土交通大臣からあり、その連結許可書伝達式が5月7日、上里町役場で行われました。関根町長は、記者会見で利便性をアピールし、工場を誘致して雇用の確保と地域の活性化に期待したいと述べております。

このような状況下で、上里サービスエリア周辺地区整備事業においては、いよいよ本格的な事業運営の見通しがついてきたわけではありますが、現時点の進捗状況及び今後の、特に今年度の具体的な事業計画とその推進方法について、関根町長にお伺いいたします。

また、企業誘致においては、東日本大震災後、各地で大企業の工場撤退が相次いでいるので、誘致企業の選定には業種の多様化を図り、かつ成長産業企業の見極め分散などが大変重要と思えますが、関根町長の見解をお聞かせください。

上里サービスエリア周辺地区整備事業推進の中で、エネルギーの地産地消というべきエコタウンプロジェクトの取り組みについて。

埼玉県は、エネルギーの地産地消を進める埼玉エコタウンプロジェクトの実施自治体に本庄市と東松山市を選ぶ方針を固め、本庄と東松山を埼玉エコタウンとして指定、全面支援することを決定。また、最終候補まで残った坂戸、秩父、寄居は、一部の独自性の高い取り組みを支援するため、埼玉エコタウン・イニシアティブプロジェクトに指定、準エコタウンと位置付けるようであります。

上里町でも、上里サービスエリア周辺地区整備事業という新たにスタートする町の大プロジェクト推進の中で、エネルギーの地産地消を進め、再生可能エネルギーによる電気と余剰熱を家庭、商業施設、事務所など、相互利用できるように産学官が連携して実施できる計画を考え、実施していただきたいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

(5)学校図書館の充実について、小中学校の学校図書館の整備と学校司書の配置と新聞配備について。

公立小中学校の学校図書館を充実させようと国が動き出しました。今年度から自治体への財政措置を拡充します。ただ、地方交付税として措置されるため、各市町村が予算化しなければ絵にかいたもちに終わってしまいます。国のシグナルをどのように受け止め、読書、学習環境

向上の追い風にできるかどうか、自治体の対応が試されています。交付税措置は、継続となる図書整備に加えて、学校司書の配置、新聞配備が新たに加わり、いずれも単年度で図書整備に200億円、司書の配置に150億円、新聞配備に15億円を計上、交付税の額を算定する際の基礎となる基準財政需要額に算入するということでもあります。

文部科学省が環境整備に力を入れるのは、思考力や判断力、表現力の育成を重視する新学習指導要領が4月から中学校でも始まり、自分の力で課題を発見し、資料を読み解く調べ学習などの舞台となる学校図書館の役割が増すためだと言っております。

このような流れの中で、上里町の平成24年度に交付税算入される学校図書館整備費はいかほどの金額になり、それを図書整備、学校司書の配置、新聞配備にそれぞれ幾らぐらいの割合でどの位の金額で全7校に予算化、配分するのか。そして交付税算入された額の全額ないしは何割ぐらいを学校図書館整備に充当するのか、関根町長及び山下教育長にお伺いいたします。

(6)町の環境政策ビジョンについて、上里町の環境政策における中長期的な環境・エネルギー基本計画について。

国内の原発が北海道電力の泊原発が5月5日に停止したことによって、日本で稼働していた原発54基が全部止まったことになり、夏のエアコン需要を控え、電力の供給不安が高まっております。原発が稼働しない場合、良くて10%、悪ければ15から20%程度の使用最大電力の抑制をお願いする、大飯原発での再稼働を巡る閣僚会合で経済産業省の幹部は厳しい見通しを明らかにしたとのことでもあります。

政府は、昨年夏、東京電力と東北電力の管内で、工場などの大口需要家を対象に節電を強制する電力使用制限令を発動、使用最大電力を15%抑えました。今年も大飯原発の再稼働がなければ、今年の夏は原発がゼロで、去年と同様、制限令の発動や計画停電が現実味を帯びてくると考えられます。

このような状況のもとで、上里町としても環境政策の中長期的ビジョンの作成に着手し、地域で創出したエネルギーを地域で消費する地産地消を掲げ、太陽光や小水力、風力など、導入を検討すべきと私は思いますが、関根町長の見解をお伺いいたします。

例えば上里町の電気使用節減5カ年計画等の施策を実施し、町の外灯2,838灯の発光ダイオード化(LED化)や庁内での太陽光パネルの設置が可能な場所の面積や小水力発電が可能な場所の有無など、基本的な調査研究及び特区制度を利用して、エネルギー効率の高い住宅(スマートホーム)等の普及促進など、いろいろ考えればありますので、関根町長にはぜひ、埼玉県や本庄市などが進めているエネルギーの地産地消計画と同様な上里町エコタウンプロジェクトを立ち上げていただきたいと思いますが、関根町長のお考えをお聞かせください。

以上で第1回目の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 新井議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1番の通学路の安全対策と自転車レーン設置について、の町道・県道の通学路の総点検及び危険箇所の洗い出しによる町の今後の安全対策と歩道の整備と設置についてであります。通学路の総点検につきましては、教育長より答弁をさせていただきたいと思います。

御質問にもありましたが、集団登校の列に車が突っ込み、その痛ましい結果が報道されております。これらの事故は、通学時間帯における幹線道路の渋滞を避けた車両が通学路へ流入し起こした事故で、上里町も御承知のとおり、人口1,000人当たりの人身事故発生率は県内でも常に高い位置にあり、5月に入り2件の死亡事故が発生し、大変危惧しておるところでございます。埼玉県におきましても、集団登校中における事故が全国で相次いだことから、2012年から16年度に行う通学路の整備計画を前倒しして実施していると発表しております。

上里町の通学路の安全点検につきましては、現在各学校で実施中のものと、これとは別に平成23年度に本庄県土整備事務所が主体となって実施した通学路安全総点検に基づく通学路整備計画が作成をされております。計画には、道にせり出した生け垣や路面の状況など、通学路ごとの危険箇所が確認されており、必要な改良の要望が出されておりますので、これらの安全対策を優先して実施してきたところでございます。

次に、歩道の整備と設置についてであります。県道では、勅使河原本庄線の金久保地内、藤岡本庄線の藤木戸地内において歩道設置を進めておりました。町道では長幡小学校西から北へ105号線に歩道を設置し、現在進めております都市計画道路古新田四ッ谷線が完成した時は歩道が完備され、通学路の変更等により安全が図られるものとなります。今後は、通学路安全点検で把握されました危険箇所に対しましては、実施可能な地点から早急に対策を行い、早期の交通安全を図っていききたい、このように考えておるところでございます。

次に、の車道に自転車レーンを整備することについての御質問でございますが、埼玉県は自転車保有台数日本一であり、その利用数も多く、おのずと自転車に関係する事故も多くなっております。この対策のため、県では4月より自転車安全利用指導員の制度を開始したところでございます。また、歩道内における自転車と歩行者の重大事故が発生したことから、東京都をはじめとする大都市圏や県内においても、自転車レーンを設けるところが出ておるようでございます。

この自転車レーンは、路側帯に青色で車道と色分けをし、自転車にわかりやすい状況をつくるもので、特に歩道における事故の防止に効果があるようでございます。しかし、歩道の路側

に設けられる車道と分離するもの等を設けることができないことから、駐車車両がある場合などは、自転車は車道にはみ出さざるを得ない状況も出てくるようでございます。

上里町に試験的に自転車レーンの設置をとの御質問でございますが、自転車レーンは1 m以上の幅員が必要になります。この幅を両側に設けることができる路線は、町道では残念ながらありませんし、片側だけや歩道のない道路に設置することもできません。県道につきましても、本庄県土整備事務所管内においては、現在自転車レーンを設ける計画はないとのことでございます。しかし、自転車レーンの利用等、状況によりましては設置可能な路線等への要請も行ってまいりたいと考えております。

道路交通法では、自転車は車道の左側を通行することとなっております。今後は自転車安全利用指導員や本庄警察署の協力をいただき、利用者に対してマナーの徹底を図り、利用者の安全を図ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、新井議員の中学校における武道の必修についての御質問でございますけれども、この御質問は、新しい学習指導要領の実施初年度に当たり、中学校の体育の授業で武道をどう安全に指導するかの問題でございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思いません。

次に、3の公共施設への太陽光発電の導入についての 上里町の全小中学校へ太陽光発電の導入についてであります。小中学校は、災害発生時における緊急避難先として指定されていることから、災害時における停電等に対して、太陽光発電の整備は有効であると考えております。町の小中学校につきましては、現在耐震化事業を進めておるところでございますが、改築を進めております上里中学校につきましては、上里中学校建設委員会からの意見書の中に、公共施設及び教育施設として率先して環境問題に取り組む必要があり、環境学習でも有効に活用していただきたいという意見に基づき、学校の校舎等に30キロワットの太陽光発電装置の設置を計画しております。これ以外の学校の校舎につきましては、耐震補強にあたり、太陽光発電パネルの設置は考慮されていないのが現状でございます。

太陽光パネルの設置は可能とのことではありますが、耐震補強に考慮されていない点を考えれば、省エネルギーや災害時の対応と有効な点もありますが、校舎の安全性を優先に対処していく必要があるのではないかと考えております。

ご質問のNPO法人等の民間活力を用いての公共施設等への太陽光発電の設置につきましては、埼玉県内をはじめ関東地域にあっては実施されていないようですが、民間の活用についての検討も必要ではないかと考えております。また現在、東北3県の学校への太陽光発電施設の整備につきましては、文部科学省と国土交通省によるネット・ゼロ・エネルギー・スクール事業として開始されるようございます。この事業が5年後を目途に全国へ展開されるとの報道

もあり、そのときは耐震面も含めた実施されるような内容も伝えられておりますので、今後の推移を見て検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、4番の上里サービスエリア周辺地区整備事業について、の上里サービスエリア周辺地区整備事業の現時点の進捗状況及び今後の具体的な事業計画とその推進方法、また企業誘致における誘致業種成長見極め分散等についてという御質問について答弁をさせていただきます。

現在の状況でございますが、4月14日の勅使河原の原公会堂、五明の五明地区集会所で地権者説明会を開催し、事業の進捗状況報告や土地代金の残金支払い、所有権移転登記に伴う関係書類の提出等について説明を行いました。4月16日から4月27日の間に、役場総合政策課の窓口で提出書類について受領するとともに、4月22日には地元の原公会堂、五明集会所において、関係書類を受領いたしました。4月下旬には、関係地権者102名のうち101名の地権者の方から関係書類が提出されましたので、上里町土地開発公社への所有権移転登記に必要な申請書類を作成し、5月17日に埼玉地方法務局本庄出張所へ登記申請書類を提出いたしましたところでございます。残り1名の方についても、相続が終了次第、必要書類の提出が受けられるよう相続人の方へ説明をし、残金支払いと所有権移転登記申請ができるよう準備を進めておるところでございます。

次に、企業誘致でございますが、今後施行される土地造成工事や工事の事業費の算出などを勘案しながら、分譲時期、分譲価格等を決定するとともに、産業団地分譲要綱の作成をいたします。さらに、企業誘致に関しましての情報を持っている埼玉県産業労働部とも連携を深め、企業誘致を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

誘致業種成長見極め分散については、一般的な製造業は雇用創出効果が高く、中長期的に見て雇用が安定的に期待されますし、食品製造業については、町の産業である農業との連携も期待できるという点も私は関心を持っておるところでございます。また、埼玉県産業労働部企業立地課では、昨年9月から10月にかけて、県北地域企業立地ニーズ調査を実施いたしましたところ、76社が県内124地区に興味を示しておりまして、そのうち本庄児玉地域には9社が興味を示しているとの結果も出ておるところでございます。

今現在、上里のサービスエリア周辺地区の企業誘致については、県とも情報交換をしているところですが、御案内のとおり、4月17日に上里サービスエリアのスマートインターチェンジ連結許可がおりたわけでございます。この高速道路のアクセスの良さこそが企業誘致を行うに際しての上里町最大のセールスポイントだと考えております。この上里町最大のセールスポイントを全面に押し出して、今後も引き続き埼玉県との連携を図りつつ立地希望企業への個別訪問をはじめとする企業誘致活動を事業担当課と企業誘致担当課が連携しながら実施してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、 の上里サービスエリア周辺地区整備事業推進の中で、エネルギーの地産地消というべきエコタウンプロジェクトの取り組みについてという御質問をいただいたところでございます。

埼玉県で実施が決定いたしました埼玉エコタウンプロジェクトにつきましては、御承知のとおり今年5月1日に埼玉県と本庄市、東松山市でそれぞれ締結をされました。また、坂戸市、秩父市、寄居町の2市1町とはエコタウン・イニシアティブプロジェクトという形で協定が締結されております。この事業は県の主要施策の一つであり、エネルギーの地産地消を進めるプロジェクトであります。今回のエコタウンプロジェクトの公募に関しましては、昨年10月下旬から11月初旬に要望のある市町村から提案書の受け付けを行い、11月22日に調査候補地が決定され、5月に協定が締結されたという経緯がございます。

上里サービスエリア周辺地区整備事業は町の一大プロジェクトであるので、この事業の中でエネルギーの地産地消の取り組みはできないかとの新井議員からの御提案でございますが、企業誘致に際しては、進出する企業に対して再生可能エネルギーなどの取り組みを行うエコファクトリーについて、企業としての考えや計画について伺うとともに、町から誘致企業が施工することが可能と思われる太陽光発電等についての提案ができるよう検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、5番の学校図書館の充実について、小中学校の学校図書館の整備と学校司書の配置と新聞配備についてという御質問でございます。

平成24年度から普通交付税の小中学校費の算定に、従来の図書費の整備に加え、学級数を測定単位とする学校司書の配置、新聞配備に係る財政措置が加わることになりました。本町における財政措置の額につきましては、普通交付税の算定事務が夏頃行われるため、現時点での把握はできません。参考に、平成23年度普通交付税算定における小中学校の図書に係る算定額は、小学校費で310万6,000円、中学校費で277万4,000円でございます。普通交付税は、用途を特定しない一般財源と言われており、算定額そのものに拘束を受けることはございませんが、小中学校の図書費の充実を図るため、住民に光をそそぐ交付金や地域子育て推進事業の積極的な活用を行い、学校図書費の所要額確保に努めたところでございます。

現在、上里中学校の建て替えや小学校体育館の耐震改修を早期に推進するため、整備に必要とされる予算の確保に努めているところでございますが、学校教育の充実に向けて町の財政状況などを勘案しながら引き続き努力してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、学校図書整備についての具体的な取り組みについては、教育長より答弁をさせていただきたいと思っております。

次に、最後になりますが、6番の町の環境政策ビジョンについての の上里町の環境政策に



おける中長期の環境エネルギー基本計画についての御質問についてでございます。

新井議員の御質問のとおり、現在、日本国中の原子力発電が停止されている状況であり、これから夏にかけて1年で最も電力が必要とする時期となるわけでございますが、関西電力管内では15%の節電を求められるような厳しい状況が報道されておりますし、東京電力管内でもゆとりのある状況ではないようでございます。

御質問のエネルギーの地産地消は有効なことと考えております。上里町におけるエネルギーの地産につきましては、農林水産省関東農政局神流川沿岸農業水利事業所が実施いたします埼玉県北部用水を用いた神流川沿岸水力発電所と太陽光発電があります。神流川沿岸水力発電所につきましては、工事は終了し、現在発電した電力の販売価格等の調整段階に入っております。また、太陽光発電普及につきましては、昨年度より太陽光発電の設置費補助を開始したところでございます。報道では、このほかに遊休地を活用した太陽光発電やスマートハウスや蓄電池などの多様な方向性が示されておりますが、これらは個人の財産に関わることでありますし、農地法の見解が示されないことなどもありますので、慎重に対処する必要があると考えております。

町では、昨年度より節電の一環として、公共施設での節電防犯灯のLED化を行っております。防犯灯のLED化は一度にはできませんので、現在の器具の活用を図り、将来における交換時期を分散させるよう老朽化した器具や新設箇所より順次LED管に交換をしていきたいというふうに思っております。

上里町エコタウンプロジェクトの御質問であります。御存じのとおり、町では上里中学校の改修事業をはじめ上里サービスエリア周辺地区整備事業やスマートインター事業、古新田四ッ谷線の整備などを進めておりますことから、これらの事業に多大な予算を必要としております。エコタウンプロジェクトのような事業展開をすることは難しいと考えますが、実施できる事業であれば今後検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 新井實議員御質問の1、通学路の安全対策と自転車レーンの設置についてのうち、町道・県道の通学路の総点検及び危険箇所の洗い出しによる町の今後の安全対策と歩道の整備と設置についてお答えします。

4月23日には京都府において、4月27日には千葉県と愛知県においても登校中の児童等の列に車が突っ込み死傷者が出るという痛ましい事故が発生しました。教育委員会では、日頃から

児童・生徒の交通事故防止の徹底について、各学校への指導を続けてきたところでございますが、京都府の事故の翌日、4月24日に改めて各小中学校へ通知し、一層の安全対策を講じたところでございます。具体的には、各学校ごとに通学路の点検を行い、危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて通学路の見直しを含めた検討をすることと交通事故防止5つの行動を周知し、安全行動の確認と徹底を図ることをお願いしました。

通学路の点検については、具体的な実施方法について、5月の町教頭会において念入りに検討し、通学路の改善が必要な箇所はあるか、通学路を変更する予定はあるかなどについて各学校において調査し、5月末日までに点検結果を教育委員会に報告することとしました。教育委員会といたしましては、今回の報告をまとめ、町全体の通学路を把握し、改善すべき危険箇所が報告された際には、関係各課と連携を図り、今できる最善の策をとり、通学路の整備、充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、2、中学校における武道の必修化についてのうち、中学校における武道の必修化の中で、安全に不安が残る柔道の指導についてお答えさせていただきます。

平成20年3月改定の中学校学習指導要領が本年度より本格実施となり、中学校1、2年生の保健体育で武道が必修科目になりました。それにともない、柔道、剣道、相撲の中から学校で1種目選択し、年間12時間程度学習します。

議員御指摘の指導上の安全確保については、保護者、生徒、教員の共通の関心事であります。平成24年3月発行の文部科学省のパンフレット、「柔道の授業の安全な実施に向けて」によれば、中学校の体育の授業における柔道の死亡事故は、平成元年度から21年度まで報告がなく、授業よりも部活動での事故が多いという実態があるようです。授業中の事故については、頭部の重篤な事故は平成10年度から21年度までの間に2件報告され、頭部や頸部の事故をいかに防ぐかがポイントになっています。

さて、御質問の武道の種目ですが、上里中では剣道、上里北中では柔道をそれぞれ体育館で実施します。柔道を選択した上里北中学校の体育科の指導者は3人で、うち2人が有段者ですが、全員が体育教師の免許を取得する段階で武道の研修も受けておりますし、今後もさまざまな指導者研修会にも参加させて、資質、能力の向上を図ってまいります。

実際の授業に当たっては、個々の生徒の健康状態の把握、複数の教師による指導、緊急時対応マニュアルの授業場所への持参、事故が起きたときの救急車要請のための携帯電話を配備するなどの注意をさせます。また、準備運動に加えて柔道の技能に特化した補強運動を行わせます。特に受け身の練習を集中的、段階的に行い、ゆっくりから早く、ひざ立ての低い状態から立ち技へ、また、軽い運動から強い運動へなど、段階的に指導することを徹底して安全な授業を実施するよう指導してまいります。

最後に、5、学校図書館の充実についてのうち 小中学校の学校図書館の整備と学校司書の配置と新聞配備についてお答えします。

文部科学省では、平成24年度から第4次学校図書館図書整備5カ年計画により学校図書館整備を進めていくとのことです。議員御指摘のように、第4次計画では、第3次と同規模の地方財政措置が行われたほか、学校図書館への新聞の配備、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書の配置のための措置が新たに講じられているとのことです。

議員御質問の平成24年度学校図書館整備予算は、小学校費で100万円、中学校費で40万円であり、児童・生徒用図書購入費として各学校へ配分される額は、神保原小学校18万7,000円、賀美小学校16万6,000円、長幡小学校17万3,000円、七本木小学校20万4,000円、上里東小学校27万円、上里中学校、上里北中学校はそれぞれ20万円となります。

昨年度図書整備には、地方財政措置による予算だけでなく、埼玉県市町村地域子育て推進事業や住民に光をそそぐ交付金（図書購入事業）を図書整備費として配分いただき、小学校に2,418冊、中学校に2,852冊を購入しました。各小中学校の図書整備率は高く、冊数も充実しております。今年度の予算により増加冊数分は廃棄される図書の更新に対応できるものと考えております。

次に、新聞配備についてですが、総合的な学習の時間の補助金として、各校に予算措置しております。小学校各校5万円、中学校各校9万円の予算を措置し、今年度から学校の実態に応じて図書室に新聞を配備しております。

最後に、学校司書の配置についてですが、小学校では、学校応援団の図書ボランティアが活躍していることもあり、配置については現在検討中であり、予算措置はしておりません。しかし、今後学校司書の配置による効果等が明らかになった段階で、各校の図書室の運営状況を考え、学校司書の配置については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 関根町長さん、そしてまた山下教育長さんには、詳細でわかりやすい説明、御答弁いただきまして、本当にありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきます。

まず、通学路の安全対策と自転車レーンの設置の中で、 の町道・県道の通学路の総点検及び危険箇所の洗い出しによる町の今後の安全対策と歩道の整備と設置についてまず伺いたいと思います。

町長の全体的な概要の説明で、今後も再点検をした結果の中で総合的に緊急かつ必要なもの

からできるだけいろんな整備をしていただくという概要的な答弁、御説明がありました。その中で、整備計画の中で、私としては、教育長のほうからも答弁をいただきましたが、歩道の設置がされていない場所に、まずこれを重点的にしていただき、また2番目として区画線や路面表示、3番目としてガードレールや標識、照明灯の設置、4番目として舗装の修繕等をお願いしたく考えておるところでございます。また、運転者がよく急ブレーキを踏むような危険場所が所々あると思いますが、そのような箇所に道路を赤く舗装していただいたり、また非常に危険な箇所には、毎日ではなくてもよろしいんですけれども、朝夕とか交通指導員等の配置の追加をお願いできたらと思いますけれども、この辺について改めて関根町長及び山下教育長の答弁をよろしく申し上げます。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども御答弁の中で申し上げましたけれども、今、上里町の町道におきましては、危険箇所というのはたくさんあるわけでございますけれども、区長さんの要望やら、地域の学校の先生や、そういった方の要望に応えるように優先順位を決めながらやらせていただいておりますのが現状でございます。

また、歩道整備につきましても、歩道の設置もできない箇所、非常にそういう場所は多いわけでございますけれども、そういうところもできるだけ歩道をつけてやれるようにはしたいと思っておりますけれども、歩道をつけて拡張するということは非常に大変なことでございます。今の財政状況の中で、町道に果たしてそういうことができるかどうか。非常に難しさもあるわけでございますけれども、順次そういうできる可能性があるところからやらせていただきたいと思いますと思っておりますけれども、また、自転車レーンにつきましては、とても町道へは、今本庄の県土事務所等にも問い合わせをしましたけれども、県道におかれましてもレーンをつける計画は一つもないと、そういうようなお話もいただいております。

特に危険な箇所につきましては、ガードレールや標識などの設置も今後、本庄警察署と一緒に検討してまいりたいというふうに思っております。今後、そういった要望の箇所を精査しながら、今後検討させていただきたい、このように思っているところでございます。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 今の御質問ですが、学校現場、それから保護者、さらに地域からの要望等を確認いたしまして、また関係各課との連携をとりながら、それに対応していきたいと

思っております。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） 大変答弁ありがとうございました。

また、この通学路に関しまして、集団登校とする、登下校する方法と、集団下校をしないで地区ごとに幾人かで登下校する方法が全国的に各地域、学校等で違うやり方でやっている所がありまして、集団登校をするということは、結局登下校中の防犯上の安全対策並びに道路交通、通行上の等々にやっておる中で、集団登校においてこれだけ全国的にいろいろ、事故の原因等は今、国のほうでいろいろ検討して、法令も改正しようという段階に入ってきているようなお話をテレビや新聞等々で聞いておりますけれども、町として、集団登下校のあり方、今現在そういう通行の仕方はどういうふうな形で、1カ月のうちに何回ぐらい、毎週何曜日と何曜日やって、またそういう集団登下校の問題と、前橋市の小学校では、集団下校して事故等々が大変多いんで、集団下校はせずに父兄等、PTAとも連絡をとりながら、地域で学校の授業が違う時間帯で何人かずつで登下校をしている学校等々も、かえって集団下校すると事故が起こったとき非常に事故が大きくなるので、あえて前橋の小学校ではしていないようなことが新聞等々に書いてありましたけれども。その辺について、教育長の町としての集団登下校ないし、また地域で個別で登下校することについての町の考え方をお聞きしておきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 確かに集団で登下校しているためにかえってたくさんの方が一度に事故に遭うということもありまして、問題はあるとは思いますが、そういうことで、割と比較的歩道が整備されていたり、交通上しっかり安全対策がとられているところ、町中などは、集団でなくてそれぞれ自分で気をつけて登校してきなさいというふうに言っているところもあるようですね。ですが、特に上里町もそうですが、一般的になからそう整備されていませんし、特に小学校の段階で、発達段階といいますが、1年生、2年生など、本当に1人では非常におぼつかないということがありますので、どうしても上級生がそれを面倒を見て安全に配慮していくということが必要になってまいりますから、この近辺では、一応どこでも小学校では集団登校を行っているところでございますが、またそれが必要でないかなと思っておりますので、これは安全に配慮しながらやはりやっていくしかないかなと私は考えています。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員。

〔8番 新井 實君発言〕

8番（新井 實君） どうも大変教育長には御丁寧な答弁、ありがとうございました。

続きまして、もう1問、企業誘致、上里サービスエリア周辺地区整備事業についての中で、大体整備事業の進捗状況、また今後の事業計画等には大体町長から先ほど答弁されましたので、大体の計画はわかりました。ただし、まだ企業誘致について、少しお聞きしてみたいところがありますので、よろしくをお願いします。

2012年3月15日の日本経済新聞の関東版ですか、震災を問うということで、産業空洞化を防ぐにはということで、労働政策研究の研究機構の特任研究員の伊藤実さんという方がこの関東版に地域再生の件について書いた中で、ちょっと私も読んでみたら、参考になるかなと思いついて読み上げてみますけれども。

電気などの工場は、地域の雇用の柱だと。今まではそうであったんですけども、実は電気メーカーの工場よりも食品工場のほうが雇用創出効果が非常に高いと。2002年から2008年の全国の工業立地件数に基づき業種別にどれくらいの人数を雇用するかを調べてみた。興味深いのは、最も多くの雇用をするのは食料品で約5万人だったということです。これに対してハイテク製品に代表される電子部品、デバイス等は約3万人だったようであります。食品工場は、1工場当たりの雇用規模はある程度小さいんですけども、安定的な雇用を地域で生み出して、かつまた地域的に、首都圏や関東圏等々で消費も、食べてなくなると、飲んでなくなる、そういうものが多いわけで、私としては、町長にお願いしたいことは、何でも大手の今現在一部上場や大きな電子部品メーカー、または自動車関連等々、それは大変、今現在は会社は大きくても、非常に円高等々で製造業の競争力が低下して海外移転が非常に多いことを考える時に、やっぱりこの地域に根付いた、先ほども私の答弁の中で町長が答弁されてくれましたけれども、会社はそれほど大きくななくても、ここも農産物や、海にもいろいろ、今高速道等々で海からの生産、漁業関係の品物も早く届くわけですよ。ですから、食品加工等々に力を入れていただけたらなと思います。

特に、私の妹も北本に在住しているんですけども、埼玉県北本市に4月、江崎グリコのかなり大きな工場が誕生したと思うんですよ。ポッキー等の菓子を生産して東日本全域に出荷しているようであります。この北本をなぜ選んだかということについて新聞社で聞きましたら、この地を選んだのは、遠方の工業団地ではなくて住宅地に近くて従業員が通いやすいからということと、パートなど従業員の人が200人近く、本当に働きやすく、自分の家から、子供を保育園に送ったり幼稚園に送ったりして通える等々、そういうことを考えて北本に工場を作ったと。

こういうことから、埼玉県が、先ほども町長は一生懸命、県のほうでも企業ニーズを汲み取って、県の職員が民間セールスマン並みの御用聞きみたいな形で一生懸命誘致して下さってお

ると。そういう中で、町としても今回の誘致に、上里サービスエリア周辺地区整備事業の企業誘致については、県と同様、我々議員の中でもいろんなお話があれば、それをお話しして下さる方には耳を傾け、また町行政のほうとしても、聞き耳を立てて、自治体の企業誘致を職員も、我々議員、そしてまたいろんな産業、工業関係者等とも情報を交換しつつ、真剣に成長が、私は見込める、とにかく会社は中堅でも中小企業でもいいですよ。これから伸びそうな会社、そういう成長が見込まれる会社、そして業種をよく見極めて、かつ誘致活動や支援策等々についてもかなり企業誘致に進出してくる企業に多少恩恵があるようなやり方を、固定資産税を2年間免除にするとか、雇用1人について5万円保証するとか等々いろいろあると思います。そういうことを含めて、ぜひ町長にそのことを真剣に考えていただき、今後の誘致活動には御努力をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 新井議員がおっしゃるとおりでございます。今電気産業につきましましては、この工業団地内にもNECがあるわけでございますけれども、全国で七、八千人も減らすと、そんな状況の中にあるわけでございますから、先ほども申し上げましたけれども、製造業でも、ほかの製造業だとか食品工業、食品工場等が非常にいいのではないかなというふうに思っておるところでございます。

今、上里町にも何件か問い合わせ等は来ておるところでございますけれども、また先ほども申し上げましたけれども、県の産業労働部のほうへ、私もアポをとっていただきまして、12日に県議と一緒に部長に会って、その企業誘致の内容だとかそういうものをよく精査をしていきたいということで、12日に行くことになっておるわけでございますけれども、これから造成工事が始まって、価格等のある程度表示ができるようになれば、もう積極的にやらなくてはいけないというふうに思っておるところでございます。

いろんな情報をいただく中で、もちろん議員さんからの情報もいただくことも本当に結構だと思うわけございまして、ぜひそういう企業がございましたら、私のほうにも提示をしていただいて、相談をさせていただければ大変ありがたいというふうに思っておるところでございます。

企業誘致条例の中で、固定資産なんかも減免をするような条例もできておるわけでございますけれども、その辺のところも御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

上里町はどんな工場が来ても、先ほどの新井議員がおっしゃいました江崎グリコの北本への進出のように、雇用の準備は何とかなるんであろうと、そういうふうに思っておるところでござい

ざいまして、この上里町へ工場が一日も早く決定できるように我々も努力をしていきたいと、このように考えておるところでございますから、ぜひ皆さんからも情報をいただいたり御協力をいただければ大変ありがたいかと、そんなふうに思っておるところでございますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（高橋正行君） 8番新井議員に申し上げます。

既に通告された時間を超過いたしております。

8番（新井 實君） どうもいろいろ長い、詳しい答弁ありがとうございました。またよろしくお願ひします。

議長（高橋正行君） 8番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午後1時30分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番山下博一でございます。議長から許可をいただきましたので、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、今回私の一般質問は4点であります。

1、交番を設置することについて、2、橋の点検・補修について、3、通学路安全マップの見直しについて、4、肺炎球菌予防接種についてであります。

1、交番を設置することについて伺います。

上里町は、安全・安心のまちづくりを常に目標とされております。また、今年1月、上田埼玉県知事がとことん訪問された際、知事から町の防犯活動についても感謝の意が伝えられました。さて、今回私は、町の防犯活動や交通事故対策の一環として、交番を設置することについて質問いたします。

地域防犯活動の拠点としての交番の役割について伺います。

上里町の交番設置の現状は、JR高崎線神保原駅北口に1カ所あります。本庄警察署に伺いましたところ、警察官6名と交通相談員2名が配置されているとお聞きしていますが、地元の区長さんからは、昼間の時間帯でも交番の留守が多いとの指摘を受けています。先日、神保原



駅でトラブルが発生した際、通報から警察官が駆けつけるまで30分程度かかったそうです。

さて、この4月に配布された第4次上里町総合振興計画後期基本計画によりますと、防犯体制の強化、 項で「警察力の強化の養成を行い、住民の安全を確保するため、パトロールの強化と駅南側地区への新たな交番の設置などを関係機関に養成します」とあります。また、「子どもを守る地域づくりの推進、学校や家庭、地域、警察が連携しながら地域ぐるみの安全対策を推進します」となっています。つきましては、地域防犯活動の拠点としての交番の役割について、関根町長にお伺いいたします。

巡回中の立ち寄り所的な機動性の高い交番を設置することについて伺います。

先般、本庄警察署地域課担当係長様に交番の設置について伺ったところ、平成21年には県道本庄藤岡線沿いに交番の設置について、地元住民からの署名要望が出されているとお聞きしています。この署名入りの要望を県に上げたところ、財政問題を理由に実現に至っていないとのことでした。私が調査したところ、交番を1カ所つくと3交代勤務で6名の警察官が必要となります。東京近郊で交番を1カ所設置するためには、6名の警察官の人件費や建物の維持費などを含めると、年間1億円近い予算が必要となる話もあります。財政的に非常に厳しい今の状況では、新設の交番はつくれないということであり、なかなか状況は厳しいようであります。

その一方では、防犯活動自体が警察だけではなく、地域の問題として各種の対策がとられています。地域防犯活動の一環として、交番設置の要求が多くなっていることも事実であります。また、この場合も交番も正規のものではなく、巡回中の立ち寄り所としての扱いのものがあります。警察としても犯罪の変化に合わせて、固定点としての交番よりも機動性を重視しているようです。

それから、工夫すべき課題として、パトロールの強化やポリスボックスみたいなものを作り、見回りの拠点にしてはどうかという話もあります。東京都小田急線町田駅の南口には、安全安心ステーションというのがあります。これは、地域の皆様の協力と警察の協力もあって、そこへ警察が見回りに来たり、地域の方にパトロールをしていただいたり、官民協働の拠点として設置した例もあります。巡回中の立ち寄り所的な機動性の高い交番、すなわちパトロールステーション等の設置について、関根町長のお考えをお聞きします。

2、橋の点検・補修について、 道路の橋の点検と補修状況について伺います。

全国の地方自治体のうち、管理する橋、長さ15m以上を一度も点検したことのない市町村が今年の3月時点で少なくとも107自治体あることが毎日新聞の調査でわかりました。保有する橋が比較的新しいケースもありますが、点検が遅れている理由として、68%が「費用を確保できなかった」ことを挙げております。橋の点検は、国土交通省が2009年度に点検費用を助成する制度を導入し全国に広がりました。費用の最大55%を交付する仕組みで、着手した自治体は、

2007年度の1割から2010年度には8割に達しました。それでも多くの自治体が予算の確保に苦しんでおり、今回の調査でも36%が「国の交付金は不十分」と答えております。

日本の橋は、高度成長期の1959年に建設数が4桁を超え、これから次々と耐用年数の目安50年を迎えることとなります。米国では、2007年にミネソタ州の築40年になる橋が落ち、13人が死亡する事故などが起きており、日本でも問題になり始めていますが、町内における道路の橋の点検と補修状況について、関根町長にお伺いします。

長期的な橋の補修計画について伺います。

大阪府豊中市では、1960年代から1970年代の高度成長期に多くの橋が建設され、このまま推移すれば建設後50年以上を経過する橋梁の高齢化が今後急速に進行するとしています。また、橋の置かれた環境も、近年の交通量の増加や車両の大型化により、日々厳しいものとなっています。そこで、従来の損傷が多くなってから対策を行う事後的保全ではなく、損傷が大きくなるまでに予防的に補修を行う予防保全へと転換を図り、市民の皆さんが生活する上で大切な道路交通の安全確保を目的とし、道路橋の長寿命化修繕計画を策定しています。

この豊中市では、計画的に予防保全を行うため、橋梁台帳、橋の補修履歴や点検調査結果などをデータベース化し、効率的な橋の維持管理を行っています。道路橋の長寿命化修繕計画は、今後老朽化する橋梁数の増大に対応するため、地方公共団体みずから計画を作成することにより、従来の事後的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えへの転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに掛かる費用の縮減を図ることを目的としています。あわせて、計画に基づく対策、点検の実施、評価及び計画の見直しというプラン・ドゥ・チェック・アクション、いわゆるPDCAサイクルによるチェックを継続的に行うことにより、長寿命化並びにコスト縮減ができるマネジメントサイクルを構築することが必要とされています。予防保全的、長期的な橋の補修計画について、関根町長の見解をお伺いします。

3、通学路安全マップの見直しについて、通学路安全マップの現状について伺います。

この4月23日の朝、京都府亀岡市で登校途中の児童の列に無免許運転の軽乗用車が突っ込み、児童と保護者計3人が死亡、1人が重体、6人が重軽傷を起こした事故を受け、埼玉県では、県教育委員会の前島富雄教育長が事故翌日の4月24日、通学路での事故防止や安全確認の徹底を呼びかける通知を市町村長、教育長、県立学校長らに送りました。さいたま市教育委員会も同日、通学路の安全点検実施などを通知したと伝えられております。

県教育委員会の通知では、通学路の形状や登下校時間帯の交通量を勘案し、事故が起こりそうな箇所の把握に努めるよう要請しています。その上で、通学路の見直しを含めた検討や児童・生徒、保護者に危険箇所を周知するなど、必要な安全対策を講じるよう求めています。ま

た、児童・生徒に対しては、交通安全教育の徹底とともに、今回の事故の加害者が18歳の少年だったことから、高校生向けに無免許運転は絶対しないよう学校で指導を徹底するよう通知しました。

埼玉県警も同じ4月24日、京都府亀岡市の事故を受け、通学路の安全点検を引き続き実施するように事務連絡を行い、県警交通規制課長名で県内39署の署長あてに電子メールで発送したと報道されています。また、さいたま市ではヒヤリハットマップを作成し、学校、PTA、自治会、区、警察署との連携により、危険箇所を記した地図を作成し、児童に配布しています。埼玉県教育委員会が亀岡市の事故発生翌日、24日に通学路の安全対策を講じるよう通知したことは、事の重大さを認識して再発防止に努めたい強い意志が伺えます。上里町でも通学路安全マップを作成していますが、その現状について、山下教育長にお伺いします。

安全マップの見直しについて、ルートごとの子どもの人数、地域ごとの安全対策の状況はいかがか伺います。

さいたま市の場合、各学校における地域安全マップの作成は、小学校では9割、中学校では5割が作成しており、全校での作成を働きかけています。通学路の安全点検を教職員、PTA、地域関係団体による点検を実施しているそうです。

上里町においては、通学路安全マップの見直しはされているのでしょうか。児童・生徒の安全・安心の観点から、細かい話になりますが、それぞれのルートの子どもの人数を把握されているのでしょうか。また、不審者等が発生している地域も存在すると聞いています。地域ごとの安全対策は盛り込まれているのでしょうか、山下教育長に伺います。ちなみにこれは賀美小学校の安全マップです。登下校の道路の飛び出しとか見通しが悪い、車が速いとか、信号のない交差点とか、人数を入れて通学路のマップを作っています。参考にちょっとお持ちしました。

次、4番目、肺炎球菌予防接種について、高齢者に対する肺炎球菌予防接種の公的助成について伺います。

埼玉県志木市では、市民65歳と75歳を対象に肺炎球菌のワクチンの予防接種費用の全額助成方針を決めたと報道がなされています。高齢者において肺炎の原因の第一は肺炎球菌ですが、ワクチン接種により肺炎球菌による感染症の約80%を予防することができると言われていています。また、1回接種すると5年以上予防効果が持続し、インフルエンザ予防接種との併用でより効果的に肺炎を予防できるとされています。高い年齢になるほど死亡原因に占める肺炎の割合は高くなります。2001年の1年間、日本では約8万5,000人が肺炎で死亡していますが、そのほとんどが65歳以上の年配者であります。肺炎の原因は、ウイルスなどに含まれますが、多くは細菌によるもので、その半分近くが肺炎球菌と言われていています。

町のホームページに掲載されている町長への手紙のコーナーに、肺炎球菌ワクチンについて、

町民から意見、提言が昨年11月に出されていることは承知していると思います。内容は「肺炎球菌ワクチンの接種を受けようとしたが、余りにも高額で断念しました。せめて70歳以上は自治体で補助金を出してもらえれば接種率も上がり、さらに健康が維持できると思います。60代女性、町内在住」とありました。

町の回答は、日本人の死因の第4位となっているのが肺炎です。特に免疫力が低下している高齢者は肺炎にかかりやすく、肺炎による死亡者の9割以上を高齢者が占めています。その中で一番多い病原菌は肺炎球菌と言われています。肺炎球菌により引き起こされるいろいろな病気をワクチン接種により予防することは、高齢者の病気の重症化を防ぎ、命を守るためにも、また高齢社会を見据えた上でも重要なことと考えていますと回答しています。高齢者の生命と健康を守るため、町では65歳以上の方を対象としてインフルエンザワクチン予防接種費用の一部に公費助成を行っておりますが、御要望の肺炎球菌ワクチン予防接種費用は公費助成をしておりません。この肺炎球菌ワクチン接種に要する単価は、御指摘のとおり高額となっておりますが、県内でも一部公費助成を実施している自治体もあることから、町、健康保険課を中心に検討しているところでございますという回答をしています。

その後、半年を経過して既に検討を重ねてきていると思いますが、このことについて、町長の見解をお尋ねいたします。

以上で第1回の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 2番山下議員の質問に対し、お答えをさせていただきたいと思います。

最初に、交番を設置することについて、の地域防犯活動の拠点としての交番の役割についての御質問でございます。

交番の役割につきましては、警察署から離れた場所に位置し、地域住民の安心・安全を昼夜にわたり見守ることとなっております。上里町におかれましても、旧村に1カ所ずつあった駐在所を廃止し、平成8年3月に神保原北口に交番が設置されました。その数年後には、人口の増加や道路整備による交通事情の発達に伴い、交番設置の機運も高まり、神保原駅南土地区画整理地内には、交番予定地の確保をしておるところでございます。また、議員も御承知のことと思いますが、平成20年3月には上里町区長会の皆さんが中心となって上里町町民体育館南の町有地に交番設置の要望があり、町民の方から1万2,064名の署名をいただきました。区長会長と私と本庄警察署長を通じて、埼玉県警本部長に提出をいたしたところでございます。

その後は町でも候補地を定め、県警本部による現地調査などを受け、一時は実現に向けた前

向きの感触を得ておりましたけれども、県における財政状況などにより、新設要望等はなかなかハードルが高くて厳しいという現状の状況で今日に至っておるところでございます。上里町の人口も3万2,000人の規模を誇り、町は横断する通過車両も多く、交通事故による死亡者や交通事故発生件数は県内でも上位に位置しておるところでございます。犯罪発生件数については、防犯パトロールなどボランティア活動に御協力をいただいておりますおかげで、平成16年から18年頃に比べ大幅に減少しているものの、ここ近年の数字は横ばい状況にあるようでございます。

これらを総合すると、高崎線の南側の交番は必要不可欠であり、今後とも早期の交番設置に向けて本庄警察署と連携をとりながら、打ち合わせ、協議を行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、巡回中の立ち寄り所的な機能性の高い交番を設置することについての御質問でございます。

上里町では、平成18年に安全・安心まちづくりの推進の拠点として、町内5つの児童館をパトロールステーションとして整備いたしました。玄関にはパトロールステーションの看板を掲げ、館内においてはイスや机を備えるとともに、さすまたやカラーボール、ハンドマイクなどの防犯用具を備え付けて、防犯機能を付加してまいりました。これは、子どもが集まる施設への不審者侵入抑止が一つの目的であります。警察署の協力で警察官の立ち寄り所とすることなど、地域の犯罪の抑止力ともなっていると思われま。

しかしながら、現在までの間、広報不足などもあるために住民の利用などは余り活発でないのが現状であります。議員もおっしゃるとおり、交番の設置はなかなか厳しく困難と思われま。このパトロールステーションを充実させることで、機能性の高い交番としての役割も少しは果たせるのではないかと考えておるところでございます。今後も児童館などをパトロールステーションとして警察官の見回りの拠点とするほか、住民による地域防犯パトロールの皆さんにも呼びかけを行い、有効な活用を図っていけるよう検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

続きまして、2番の橋の点検・補修についての質問のうち、の道路の橋の点検と補修状況についてでございます。

上里町内の一般道に架かる橋梁は大小合わせて約150橋あり、そのうち町が管理するものは137橋、その他が埼玉県や国土交通省の管理となっております。町が管理する橋梁は、昭和50年代から平成初頭にかけて、土地改良事業や河川改修事業で建設された30年前後経過するものが最も多くなっております。1級河川御陣場川の未改修区間にかかる橋など相当年数が経過し、老朽化しているものもござい。

橋梁の点検状況ですが、町では平成8年度に国土交通省の働きかけにより、阪神・淡路大震災の被害を踏まえた道路防災拠点として、総点検として、橋の長さ15m以上ある八町河原大橋、石神橋、神保原大橋の3橋について、専門業者に委託して点検を実施しております。近年では平成22年に主要な橋梁について、職員が目視でコンクリートの劣化状況等を確認いたしました。その結果、緊急に補修を必要とする橋梁はございませんでした。

次に、長期的な橋の補修計画についてでございます。

上里町においても、スマートインターチェンジの開設と橋梁に負担する大型交通の増加が予想され、厳しい制約のもとで道路交通の安全を確保していくためには、橋梁を計画的に効果的に維持修繕していくことが不可欠であると考えております。今後耐用年数を超えて老朽化しておる橋梁については、新しく作り直すのではなく、できるだけ健全な状態を保ちながら長持ちさせる長寿命化させることが大切と考え、町では現在橋梁の長寿命化修繕計画を策定する準備をしているところでございます。計画の策定後は、御質問にもありましたとおり、点検・対策の実施、評価、計画の見直しといったマネジメントサイクルを確立させ、個々の橋梁の状況に応じて予防保全型の計画修繕を取り入れるなど、道路の安全を保持しながら橋梁を長持ちさせることでトータルコストの縮減に努めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、3番の通学安全マップの見直しについて、通学路安全マップの現状について、安全マップ（ルートマップ）見直しについてと子どもの人数、地域ごとの安全対策の状況はという御質問でございます。登校中の児童に車が突っ込み、死傷者が出る交通事故が相次いで発生し、心を痛めているところでございます。安心して児童・生徒が学校生活を送るためには、通学路の安全も含め学校の安全を確保することは当然のことであり、登校中の事故はあってはならないものでございます。

なお、これらの御質問につきましては、教育に関するところでございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

続きまして、肺炎球菌予防接種について、の高齢者に対する肺炎球菌予防接種の公的助成についての御質問でございます。

現在、日本人の死因の4番目が肺炎と言われており、高齢者が中心に肺炎で亡くなる人が年間8万人に達している状況にあるようでございます。一般家庭で暮らす高齢者が最も多い起炎菌である肺炎球菌の有効なワクチン接種として、多くの高齢者の方に望まれているわけでございます。肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で最も頻度の高い肺炎球菌という細菌をねらった予防ワクチンであり、一般家庭で暮らす70歳以上の高齢者がかかる肺炎の起炎菌としては肺炎球菌が一番多く、1回接種すると5年以上予防効果が期待できると言

われております。肺炎球菌が引き起こす主な病気といたしましては、肺炎、気管支炎などの呼吸器感染症のほか、鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などがあります。

しかし、肺炎球菌が起炎菌として占める割合は半数を超えるわけではなく、肺炎球菌以外の病原菌体による肺炎にもかかる、かなりの割合としてあるので、すべての肺炎について予防できるわけではないことを御理解いただきたいと思います。

質問にございました肺炎球菌ワクチンに対する国・県の動向については、現在国の予防接種専門部会において一定の安全性が認められ、将来定期接種化が見込まれるものとして、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌などの3ワクチンについては平成23年度より町と国が2分の1ずつ補助し、残り1割程度の自己負担率により既に実施しておるところでございます。高齢者肺炎球菌ワクチンについては、今のところ個人予防目的で、接種努力義務がない任意予防接種として位置付けられております。国における予防接種専門部会においても、法定化に向けた検討が行われておるようでございますが、いまだその見解の是非が問われている状況であります。

また、先ほどの対象3ワクチン定期接種に見られる対象ワクチンの拡大により、市町村の負担増は避けられない情勢が見えており、すべての財源を自治体が確保することが困難として、先月17日には首都圏の市長らによる9都県首脳会議が国の責任で必要な財源を確保することなどを要求する書類を小宮山厚生労働大臣に提出をされたところでございます。

このような情勢により、国との費用負担に関する協議によっては、今後の成人用肺炎球菌の定期接種化の時期についても、国の予算措置などにより大きく左右され、定期化の進展が滞る可能性も否定できないと考えております。

続きまして、ワクチン効果、5年程度が切れてから追加接種に対する助成をどうするか、対象年齢についてですが、続けて説明したいと思います。

県内において既に実施している市町村については、先ほど説明しましたように、70歳以上の高齢者肺炎の起炎菌として肺炎球菌が一番多く、1回接種すると5年以上の予防効果が期待できることから、70歳以上を対象年齢とする市町村が最も多く、その中でも75歳以上を対象年齢とする市町村も多くの割合を占めておりました。また、公費助成については、1回限りの助成として行っており、追加接種に対する助成は行っていないのが実情でございます。

続きまして、個人負担と公費負担の割合はどういうふうにするのかという御質問ですが、厳しい予算状況の中、実施している各市町村の負担割合が最も多いのは、接種費用が8,000円前後の金額に対して概ね3,000円から4,000円の公費負担を行っているところが最も多いようございます。

以上のような実施されている市町村の内容を説明いたしました。埼玉県内で29市町村が実

施しており、全体の46%となっております。このような県内の実施状況も踏まえ、国及び近隣市町村の動向を注視しながら、今後も検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

とりあえず以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 山下議員御質問の3、通学路安全マップの見直しについてのうち、通学路安全マップの現状についてと安全マップ（ルートマップ）見直しについて（ルートごとの子どもの人数・地域ごとの安全対策の状況は）について、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、通学路安全マップの現状についてお答えします。

町内各小中学校では、平成18年にその当時連続して発生した登下校時における児童・生徒の行方不明や傷害事件を受けて、安全マップ作成を開始しました。安全マップには、通学路の危険箇所だけでなく不審者対策として、注意すべき場所が記載されているものもあります。作成当時は児童が自分たちの目線で危険な箇所を見つけ、マップに書き込み、安全教育の一環としました。作成された安全マップは、廊下や昇降口、各教室など児童・生徒が目にする場所に掲示し注意を喚起したり、新入時の家庭や学校応援団の下校見守り隊に配布して、家庭や地域に周知したりと、各学校で安全指導に活用しています。

次に、安全マップの見直しについてお答えします。

安全マップの見直しは、学校の実態に応じて実施しております。多くは児童の目線での点検を年に1回、職員による点検を年に1回実施しています。また、児童引き渡し訓練の際に、保護者へ通学路点検を呼びかけ、保護者による点検を安全マップに反映させている学校もあります。また、トウモロコシなど作物が生い茂る時期や不審者の出没報告により通学路を変更するなど、地域ごとの安全対策も盛り込まれた安全マップもございます。

しかし、議員御指摘のように、通学路の状態は常に変化しております。点検を年に2回実施し、最新の状況が安全マップに反映されるよう、またそれぞれのルートごとに子どもの人数を記載し、通行状況を把握しておくなど、さらなる安全マップの工夫も考えられます。今後も必要に応じて学校を指導し、安全マップを活用して学校の安全対策に生かしていきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。



〔 2 番 山下博一君発言 〕

2 番（山下博一君） 2 番山下博一でございます。

関根町長、それから山下教育長、詳細にわたる御説明ありがとうございました。時間の許す限り再質問を幾つかさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1 番目の交番を設置することについて、関連質問をさせていただきます。

本庄警察署が5月に発行しました上里町の交通事故発生状況、午前中の同僚議員の答弁にも関根町長から発言ございましたが、人口1,000人当たりの発生率というのが本庄警察署で出しております。その資料を見ますと、平成20年から平成23年までの4年間、県下72市町村ありますが、上里町は常にワースト10位以内。要するに、平成20年が5位、順位ですね、交通事故発生状況ですから、1,000人当たりの発生率です。平成20年が5位、平成21年が6位、平成22年が8位、平成23年が4位ということで、余り1,000人当たりの発生率が常に10位以内に入っているということで、恒常的に上位に位置しているということをお本庄警察の方も言っております。

こういふことで、今年も死亡事故が多発している状況を先ほども午前中の町長の答弁でもございましたが、このことについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔 町長 関根孝道君発言 〕

町長（関根孝道君） 交通事故につきましては、先ほど山下議員がおっしゃられたように、上里町は人口1,000人当たりの交通事故がいつも上位に、ワースト上位に入っておるところでございます。近年は5位から10位ぐらいということでございますから、やや良くなったんではないかなと、そんなふうにご考えておるところでございますけれども、一時はワースト1とかワースト3とか、本当に本庄管轄が非常に上位を占めていたということは事実でございます。

なぜそういうふうになっているのかというふうないろいろ反省もしておったわけでございますけれども、上里町は17号国道が通っておりまして、通勤の時間帯には非常に混雑をしております。ややもするとその混雑を避けて脇道に入ってしまう。そうした中で、慣れない所で事故を起こしてしまう、そういうものも非常に多いのかなと、そんな感じも受けておるところでございます。それ以降、町を挙げて一生懸命交通事故のない、そして犯罪のないまちづくりを推進しようということで、区長会だとか老人会だとか、あらゆる機会において、私も一生懸命交通事故に対しては努力をしてきておるところでございます。

依然として本庄藤岡線等におかれましては、つい最近でも死亡事故が発生もしておるわけでございます。ゆゆしき問題だというふうにご理解をしておるところでございますけれども、今後とも引き続き交通事故を起こさないように、老人会の会合だとか、そしてPTAだとか保育園に通っている皆様方にも注意をしていただける喚起を促してまいりたいと、このように考え

ておるところでございますので、ひとつ議員の皆さんも御協力をいただければありがたいなというふうに思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番山下でございます。

交通事故については、先ほど町長がおっしゃったように、ワースト1位、2位というのは、最近の状況としてはございませんが、引き続き、人身事故に関わる部分がありますので、町を挙げて、また住民もそういったところの交通事故防止、また他県から入ってくることも、町全体を見ますと安全の旗とかいろんな標識等、かなり努力されているなということを感じますが、ぜひこういったことを町を挙げてやっていただければと思います。よろしくお願ひします。

次に、橋の点検についてお伺ひいたします。

橋の履歴管理について、現状、町に関するですね、137橋あるということですが、老朽化した橋も幾つか散見されるということではありますが、それに対してどういった管理をされているのか。私の例だと、大阪府の豊中市では、データベースとかそういったもので履歴管理されているようですが、町としてどういう管理をされているのかお聞きします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 橋の履歴管理状況につきましては、昭和61年度に橋梁ごとの建設年次や構造形式、図面等を整理した橋梁台帳を作成して管理をしておるところでございます。築年数については、昭和50年以前の橋梁については、詳細な建設年次が不明でございますが、昭和50年代から平成初頭の土地改良事業の河川改修事業で建設された築後30年前後のものが増えておるところでございます。

また、橋の長さについては、比較的構造が複雑になるとされておる15m以上のものが4橋あるわけでございますが、町が管理する137橋のうち約7割が長さ5m以下となっておるところでございます。点検や補修状況は、現在台帳とは別の報告等の管理となっておりますが、長寿命化修繕計画を策定いたしましたら、電子データベース化して、職員の異動等があっても個々の橋梁の点検、補修履歴等がすぐわかるように今後とも管理をしていきたい、このように考えておるところでございます。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 橋の履歴管理については、やるということでお伺ひしまして、これに

については、やはり非常に作業に工数もかかるということではありますが、先ほどの町長の答弁では、長寿命化計画、健全化に取り組むことで作成しますということでもあります。それから、予防保全についても、これから取り組んでいくということでも伺っておりますが、これについて、私の質問の中でも、予算が厳しいと、国からの予算等もなかなか厳しいということでもあります。今後の橋の点検に関わる予算等について、どんなお考えをお持ちなのかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今日まで、町の職員による橋梁の点検は、目視によってコンクリートのひび割れ等の劣化状況やハンマー等の打音による脆弱度の確認を行ってきておるところでございます。今後は、先ほど説明を申し上げましたけれども、長寿命化修繕計画に基づいて、予防保全の考え方を取り入れるために、職員による定期的な点検や必要に応じて専門業者による詳細な診断を実施してまいりたい、このように思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 専門業者に委託するとなると費用もかかると思うんですが、今年度はあれとしても、来年度以降、そういった予算についてもお考えがあるんでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） これも、先ほど来申し上げておりますように長寿命化修繕計画の中で予算も計上してまいりたいと、このように思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） わかりました。ありがとうございました。

次に、通学路安全マップの見直しについてお伺いします。

通学路マップの見直しということですが、実際、先ほどの教育長の答弁では、マップを平成18年、児童みずから作成したりしていたということでもあります。先ほどもちょっとお話ししましたように、実際の現場等は状況が変わっているかと思えます。今年、東松山でもマンションの足場が崩れて保育園児が2名亡くなったということで、空き地だった所がいつの間にか家が建って、そこに建築資材が持ち込まれて危険な状態になるということが予想されるわけですが、実際つくった安全マップを現場の確認等含めてどういう形でされているのか、答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 各学校に掲示されておりますけれども、それをまた時々点検をしながら修正していくと、そういうことが必要なわけでございますが、それをまたできたものを改めて確認して、子どもたちに設定させていく、また保護者にも伝えていくということでございますが、各学校では、学校応援団ということで、子どもと一緒に登下校してくれている人たちもおりますね。そういう人たちにまたお願いをして、危険箇所等の聞き取りをしたり、確認をしたり、それから、小学校ではどこでも月に1回ぐらいの割で一斉下校というのをやっているんです。それで同じ通学方向の者が一緒にそろって帰っていくと。その時に先生もそこへ付いて行って最後まで見届けたりしているんです。そういう中で危険箇所等の再発見をしたり、そんなこともやっております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） ありがとうございます。

それで、ちょっと質問が前後してしまうかもしれませんが、そもそもこの通学路安全マップというのが作成されていることですが、町の小中学校だとどのぐらいの作成率と申しますか、全校作成されているのか、小学校、中学校すべてで作成されているのか、まだ完全ではない、作成はすべて各小中学校でされている状況をちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 小学校では全校100%でございます。中学校では1校、まだできていない学校もございます。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） その1校はいつ頃作成される予定かなんか、もし具体的に計画があるようであれば教えていただきたいんですが。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） これから指示をして確認したいと思います。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） この通学路というのは、道路の状況によって、県道、国道、それから

町道ですね、場合によっては私道も、私道を通学路に使うということは多分ないと思うんですが、道路管理者等がこういったものに参加する必要がある、いろんな道路管理者も情報を持っていると思うので、こういうことについて、道路管理者が参加する必要があるかと思うんですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 各学校やPTAからそういうマップが作られておるわけでございますけれども、町の管理者として、道路の責任はあるわけでございますから、そういった道路上で事故が発生した場合は、町の管理責任を問われるわけでございますから、ぜひそういうマップについても、町の見解も入れさせていただくと。そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 同じ質問をちょっと教育長に、道路管理者がこのマップに参加することについて、教育長のお考えをお聞きします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） 学校等のそういう申し出等を受けまして、こちらのほうでも確認を含めて、まち整備課や町民環境課とも連携をしながら確認したり、また必要に応じて措置をしております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 通学路マップの、最後の質問でちょっとあれなんです、子ども110番というのがこのマップに関連して整備されているとお聞きしています。通学路に何か不審者とか、何か問題があった時にその家へ駆け込めば、子どもの安全が確保されるだろうということで、子ども110番の家というのが通学路の中に記載されていることもあるとお聞きしていますが、これはどういう形で、住民の方の協力を多分得ていると思うんですが、どういう形でされているのか教育長にお伺いします。

議長（高橋正行君） 教育長。

〔教育長 山下武彦君発言〕

教育長（山下武彦君） これも、やはり犯罪を防止するために、普段ほぼお家におられるだろうという家ですね。商店だとか、それから高齢者の御夫婦だとか、普段ほとんど家におられ

るところをお願いをして、学校のほうから行って、その家に子ども110番の家という、この黄色に黒字の非常にわかりやすいマークを玄関とか見やすいところに置かせていただいているんです。それがまた、その学校ごとに、また通学路ごとにマップができておりまして、ここに110番の家がありますよという地図ができています。

それを各学校ごとに、廊下とか見やすいところに張ってございまして、それから、先ほどの一斉下校だとかという時にも、その辺を確認して子どもたちに教えていく。さらには新入生の説明会の時には、保護者に対してこういうふうに、子ども110番の家がここにありますからということで、またそれを新入児が登校を始める前に、保護者にぜひ一度お子さんと一緒になって歩いてくださいと。一緒に歩きながら、この110番の家があるよとか、あと、ここは道路が危ないところだからねとか、渡り方、こういう時はこういうふうに渡るんだよというような指導もお願いしてあるわけです。そんなふうにして徹底しております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番山下です。

通学路安全マップについて、詳細な御回答、答弁、ありがとうございました。

次に、肺炎球菌ワクチンについてお伺いします。

先ほどの町長の答弁からお伺いしますと、接種費用は大体1人8,000円ということで、こちら辺で、私が調べたら大体7,000円から8,000円という形かなと思うんです。大体その接種費用はその位の費用ということで、住民のこの町長の手紙に出した60代の女性からは、やはり高額な予防接種費用ということで、接種をためらっているということであるかと思えます。

志木市の場合には、年齢を区切って5年間、その成分を接種すると予防効果があるということで、年齢を区切ってやっております。上里町も、例えば厚生省等が予算等やっていただければいいんですが、70歳以上の高齢者等について、どのぐらいの対象が想定されるか、もしわかれば答弁いただきたいんですが。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この肺炎球菌予防接種につきましては、本庄地区におかれましては、料金が設定しておられまして、8,850円が児玉郡市統一した金額になっておるところでございます。そういうことで、志木市の例をいただいたわけでございますけれども、志木市におかれましては65歳と70歳、この年齢の方だけ補助金を出しているというようなお話もいただいておりますけれども、各市町村によって、それぞれでその辺のところはさまざまでございます。例えば上里町は65歳以上の対象者につきましては6,092人、70歳以上になりますと

4,239人、75歳以上になりますと2,842人がその対象者になるわけでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 大体8,800円、かなり高額であります。先ほど補助というところでは、例えば仮に3,000円位補助するということも考えられるというような話をお聞きしたと思っておりますが、補助をするとすれば、こういった補助が考えられるか、もしわかる範囲で答弁をお願いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、助成をしておる市町村が大体3,000円から4,000円位、補助をしている市町村が多いわけでございます。上里町におかれましては、まだ補助はしていませんけれども、これらのほかの市町村等の調査をした中で、上里町も今後検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 以上で私の再質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（高橋正行君） 2番山下博一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時45再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 議席番号10番、日本共産党の沓澤幸子です。通告順に従い、一般質問を行います。

今回の質問は、1、補聴器購入費の助成について、2、災害対策について、3、安心の水道事業についてであります。

それでは、1、補聴器購入費の助成について伺います。

難聴の高齢者に補聴器の購入費助成を。

厚労省ですけれども、1951年から概ね5年ごとに身体障害者の実態調査を実施してきています。2008年発表の2006年7月現在の全国の身体障害者数は、在宅で348万3,000人、そのうち聴覚言語障害者は34万3,000人となっています。この中には、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害も含まれていて、難聴者の正確な人口統計調査は行われていません。世界各国では、人口の2割が難聴、聴覚障害と言われているので、それに比べると日本のこの人数は大変少ないと言えます。

日本では、70デシベル以上で身体障害者手帳が交付されます。しかし、欧米、西欧諸国では判定基準が40デシベル前後に緩和されているところが多く、全人口に対する聴覚障害者の出現率は平均で5%です。個人差はありますが、40デシベルを超えると聞き取りにくく、話すのにやや不便を感じるレベルとされています。身体障害者手帳が交付されない40から70デシベルの人たちも含めると、日本の聴覚障害者は約600万人と推定され、そのうちの約75%は加齢に伴う老人性難聴であるようです。

2006年10月施行の障害者自立支援法では、難聴の程度によって2級から6級に認定された聴覚障害の方を対象に、補装具費支給制度として、金額は判定等級と補聴器の種類によって若干異なりますが、基準額の9割の補助が受けられ、個人の負担は1割となる補聴器購入費の補助制度があります。病気はもとより、老人性難聴でもこの対象になります。しかしながら、実際は6級であっても、大変厳しい基準になっているために、こうした制度を利用していない方が多いわけであり、手続きも複雑であり、制度的にも周知が図られていないなど、そのために高齢による難聴で認定を受けて、この障害者補装具の対象になる方はごく稀であります。

一方では、日常会話が聞こえなくて出不精になるなどの声もお聞きしています。車いすは借りられたり、補助があるのに、補聴器の補助はないんですかとの質問も受けます。最近は補聴器の性能も良くなり、様々なタイプのものが出ていますが、一方で値段も大変高額になっています。高額なので悩みに悩んだ末に買ったけれども、年金暮らしだし、どこを切り詰めていいのやら本当に困っている、こういうお話も伺っています。

そうしたことから、私も補聴器の補助について調べてみました。埼玉県では、鳩山町が高齢者に対して、自治体独自で平成15年から65歳以上の方々に対して2万円を限度として補聴器の購入費補助を実施しています。23年度までは認定補聴器店での購入に限っていたのですが、認定補聴器店が町内にはなく、川越や熊谷まで行かなければいけない必要があったためから、24年度からは医師の意見書欄に医師の認めがあればよいということにして、制度を変えたというお話も聞いています。



独自で実施している自治体の多くは、1人1回の補助で購入費の2分の1、限度額を2万円から5万円に定めているところが多いようです。内容的には、障害者自立支援法に基づく補装具購入制度のほうが充実しているわけでありますけれども、自治体独自のこうした制度は申請しやすいというメリットがあると思います。高齢者が必要に迫られて購入する補聴器の補助について、町長の考えを伺いたいと思います。

2、災害対策について、高齢者世帯に対する家具の転倒防止器具の助成と取り付け支援について。

高齢者や障害者は、地震等の災害時に素早く安全に行動することが困難になることが予想されます。揺れが落ち着くまで安全に身を守るためには、家具が倒れたり、倒れた家具で出入り口が塞がれて逃げ場を失うようなことが起きない対策が大事です。埼玉県内でも嵐山町、草加市、新座市等で家具転倒を防ぐための器具の購入費助成や器具の支給を実施しています。65歳以上の高齢者のみの世帯や65歳以上の高齢者及び障害者だけの世帯、こうしたところを対象に家具の転倒防止器具の助成を実現し、必要に応じて取り付け支援もできるようにしていただきたいと考えますが、町長の考えを伺います。

建物の耐震診断、耐震改修の促進を図るための助成制度について。

埼玉県では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて、住宅や建築物の耐震改修を促進することを目的とした埼玉県建築物耐震改修促進計画を2007年3月に策定しました。建築物の耐震改修の促進に関する法律は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、1995年10月27日に制定されました。その後も能登半島地震、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災が発生しております。さらに、東海地震や首都圏直下地震の発生も指摘されています。自然災害は防げなくても、災害から住民の命と財産を守るためにできるだけ被害を少なくする対策は可能であり、早急に求められています。

国は、被害想定から死者数及び経済被害額を半額にすることを目標にするためには、住宅の耐震改修が重要と位置付け、2006年1月26日の改正では、都道府県耐震促進計画を定めることを規定しました。そのことにより、埼玉県建築物耐震改修促進計画が策定され、市町村は建築物の所有者等に対する耐震改修の復旧、啓発を図るための相談窓口を2008年度までに設けるよう努め、県はこれを支援するとしました。

県内ではこうした方針のもと、診断、改修の補助制度を設けている自治体は37市17町です。改修のみの補助は1市3町、診断のみの補助制度は1市であり、何らの制度も設けていない自治体が3町1村として、東秩父村、神川町、長瀬町、上里町があります。

今年度当初予算で耐震改修促進計画策定業務委託料として186万円が予算化されたわけでありますけれども、相談窓口を設け耐震改修が行えるような補助制度を実現すべきと思います。

れども、町長の考えを伺いたいと思います。

3、安心の水道事業について、石綿管や老朽管の布設替え状況と今後の見通しについて、10カ年計画に基づいた到達状況と早期布設替えを実現していくための財政的見通しについて、一括で質問いたします。

上里町の浄水場は1982年以後の建物であり、耐震化の対象外ではありますが、自家発電設備の耐震化は必要でありまして、機械・電気設備更新事業として2009年度からの5カ年計画で進めてきているというふうに思います。進捗状況と、この計画が終了すれば浄水場の機械設備については当面問題ないものと認識してよいのかどうか。この点についてまず伺いたいと思います。

一方で、水道管については、1960年代の古い管がまだたくさん残ったままになっています。石綿管についての人的な影響につきましては、水道水中のアスベストの存在量は問題ないことがわかり、飲料水の水質基準の設定は定める必要が無くなったわけでありまして、衝撃や振動に弱いという課題は引き続き残っています。そのために早急な布設替えが必要であります。

2008年から10カ年計画で配水管布設延長10kmのうち老朽管の残存率を3%まで削減することを目標にしているわけですが、当初計画から石綿管の布設替えは何m、何%達成しているのでしょうか。また、3%まで削減するという目標でありますけれども、100%の布設替えが必要というふうに思っております。100%の布設替えについてどのように考えているのか伺います。

近年続いて起きている大型地震や今後も予想される地震に備えていくためにも、早急な改善が求められていると思います。10カ年計画をできるだけ早めて実施することが必要です。その点について、財政面もあわせて考えを伺いたいと思います。

生活に欠かせない水の供給停止は引き続き行わないこと。

2010年度の水道事業決算報告書によれば、未収金が5,733万円でありました。どうした理由で未収金となっているのか把握に努め、収納に努めていただくと同時に、近年未収金を理由にした水の供給停止などの動きが全国的に出てきている中で、孤独死などの報道の際に、水や電気が止められていたということも報道されています。

上里町においては、現在は未収金を理由にした水の供給停止は行っていないですが、引き続き、3回通告をしたから供給を止めるなどという機械的なことは行わず、清潔を保ち、文化的に健康的に生活することに欠くことのできない水の供給停止を行わない上での未収金改修に努めるようお願いしたいと思いますが、町長の考えを伺います。

県水について。

上里町の浄水場は給水人口3万4,100人に対応でき、1日最大給水量は1万9,800立方メートル

ルとなっています。給水人口は2010年度決算報告では3万1,631人、給水戸数は1万1,616戸でしたが、配水量は514万2,681立方メートルに対して、有収水量は413万3,988立方メートルで、有収率は80.39%という状況です。単純に考えますと、2割の水が配水されながら無駄に消えていることとなります。一方で、1日に2,000立方メートルの県水を受水し、4,303万8,354円の受水費を支払っていることとなります。水は足りているのに県から買い入れているわけです。

2007年度から2011年度までの上里町水道事業計画中期経営計画では、2009年度からの水道料金を25%値上げする計画が描かれていましたが、実際は2009年度10月から15%の値上げとなりました。3月の予算審議では、早ければ、心配されていた水道事業会計の赤字もあと2年ほどで解消されるとの答弁もありました。町の水道料金が県内では安いと言われてはいますが、町民の生活実態からすれば、水道料金の値上げは大変厳しいことでした。住民の負担増をこれ以上行わずに老朽管の早期改修を進めるためには、県に対し受水量の減量の働きかけをすることが必要だと思います。県が受水団体に対し受水量を増やすよう求めるのは、1企業として当然ですが、上里町の水道企業も自己の企業の経営の上に立って、自己水が足りていることと計画的な耐震化推進を含む管の布設替えや電気機械の更新計画があることを説明し、理解を求める必要があるというふうに思います。

東海大学海洋研究所地震予知研究センター長の長尾教授は、近い将来、大地震が起きる可能性があるかと警告しています。巨大地震が発生した場合、数カ月から数年以内にその隣接地で同規模の大地震が連鎖的に発生することが多いとも言われています。政治的に困難であっても、財政的に困難であっても、水道施設や管の耐震化促進は放置できないことでもあります。万が一の場合、県民の命に直結する安心な水の供給は、県としても責任があることではないでしょうか。県に対してそうした働きかけをすることについて、町長の考えをお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1番の補聴器の購入の助成について、の難聴の高齢者に対する補聴器の購入助成についてでございます。

現在、町では聴覚の障害による身体障害者の手帳をお持ちの方は92人おり、そのうち65歳以上の高齢者は63人で約68%を占めております。加齢による聴覚の障害でも、隣に座った人の会話が理解できないような状態にあれば手帳を取得することができますので、周知をしていきたい、このように考えておるところでございます。

この障害者手帳を取得した方が補聴器を購入する場合には、自立支援法による医師の意見書と補聴器の見積書の提出により、県のリハビリテーションセンター判定を受け、所得の状況に応じて自己負担なしで給付を受けることができます。上里町では、毎年3人から5人の方がこの制度を利用して補聴器を購入しております。また、これらの器具が故障した場合には、修理の給付を受けることもできます。現在、補聴器の種類は、耳かけ式、耳穴式、ポケット型、眼鏡型などがあり、価格も4万円位から40万円位まであるそうでございます。このうち給付の対象となるのは、4級、6級の高度難聴の方はポケット式、支給限度額が3万4,200円、耳かけ式が4万3,900円、オーダーメイドの耳穴式が13万7,000円、2級、3級の重度の難聴の方には、そのほか眼鏡式12万円などがあります。

手帳を取得するほどでない軽度の難聴者への補聴器の補助制度については、県内では鳩山町が実施していますが、平成23年度までは一、二件の実績がありますが、軽度の難聴の基準については苦慮していて、平成24年度からは医師の意見書により1人1回に限り2万円の補助を実施しておるそうでございます。町単独の補聴器の購入補助事業については、前に述べました身体障害者手帳の取得について周知を図り、給付につなげていきたいと考えており、軽度難聴の基準につきましては、設定が難しいこと、実施市町村が少ないことなどから、現段階では実施に向けてはなかなか難しいというふうに思っておるところでございます。

次に、2番の災害対策について、の高齢者世帯に対する転倒防止器具の助成と取り付け支援についてですが、平成7年の阪神・淡路大震災では、住宅の全半壊が免れたにも関わらず、全体の約6割の部屋で家具が転倒し、部屋全体に散乱したというデータがあるそうでございます。また、昨年の東日本大震災では、津波の被害が甚大で多くは報道されておりましたが、東京都内のマンションなどでは家具が転倒したり、テレビなどが散乱したりするケースがたくさんあるそうでございます。建物が無事でも家具が転倒すると、下敷きになったりけがをしたり、室内で散乱状態のために避難が遅れるなど、被害が大きくなると予想されることなどから、家具の転倒防止器具の取り付けは有効な安全対策であるというふうに思われておるところでございます。

現在、埼玉県内では、高齢者世帯に対する転倒防止器具の助成と取り付け支援を実施している市町村は2町3市あり、平成23年度にかけて実施した市が1カ所ありました。対象は65歳以上の高齢者世帯、または障害者世帯で、住民税の非課税世帯が対象とするところが多いようでございます。器具を配布する方法、もしくは取り付けを補助する方法などがあります。この事業を実施している深谷市に確認したところ、年に2件から3件の申請を受けているそうでございます。手軽に実施できる防災対策として、町でも取り入れることができるかどうか、検討してまいりたい、このように思っておるところでございます。

次に、 の建物の耐震診断、耐震改善の促進を図るための助成制度についてという御質問でございます。

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数の9割が建築物の倒壊などによる圧迫死でありました。特に昭和56年改正の建築基準法で設計される前の建築物で、倒壊等の大きな被害が多かったことから、これを教訓として、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定をされております。その後、建築物の耐震化はなかなか進まずに、新潟県中越地震等の地震が頻発し、中央防災会議において、住宅建築物の耐震化が国家的な緊急課題として位置付けられ、平成17年に耐震改修促進法が改正されました。この耐震改修促進法の改正では、都道府県に耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、埼玉県は、平成19年に埼玉県建築物耐震改修促進計画を策定しております。

この県計画には、すべての市町村が耐震改修促進計画の策定に努めるよう定められており、上里町では安全な町をつくることを目指して、今年度耐震改修促進計画を策定いたしたいと思っております。上里町耐震改修促進計画では、町の耐震被害想定の整理、住宅や耐震改修促進法による特定建築物、公共建築物の耐震化の整理、耐震化を促進するための施策や知識の復旧、啓発などについて定めてまいります。

次に、耐震診断と耐震改修の実施状況ですが、埼玉県の全市町村の補助事業として、昨年度実施された住宅の耐震診断は1,083件で、耐震改修工事は348件でした。上里町では、現在補助制度はございませんので、実施状況については把握できておりません。一般耐震診断とは別に、埼玉県では木造住宅の無料簡易耐震診断を各建設安全センターが実施しており、市町村に出向く出前診断も行っております。

上里町では、平成18年度に神保原地区で31件、昨年度コミュニティセンターとふれあいまつりの2会場で3件の簡易耐震診断が実施されております。また、町に相談窓口を設けたらどうかということでございますが、熊谷建築安全センターでは無料簡易耐震診断や耐震改修に関する専門的な知識を持つ職員が相談を受けておりますので、そちらに御相談いただくほうがよいのではないかと考えております。町では、熊谷建築安全センターと調整して、町民の皆さんに相談窓口を周知してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

町の耐震診断、耐震改修の促進を図る助成制度の創設についての御質問ですが、創設制度につきましても、耐震改修促進計画の策定とあわせて検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

次に、安心の水道事業について、 の石綿管や老朽管の布設替え状況と今後の見通しについて、 10カ年計画に基づく到達状況と早期布設替えを実施していくための財政的見通しについての御質問ですが、 及び については関連性がございますので、一括答弁をさせていただきます。

たいと思います。

現在、水道水の安定供給確保を目的として、管体強化に劣る石綿管の布設替えを実施することで、地震に強い配水管の整備計画として10カ年計画を策定し、平成20年度から実施しているところでございますが、昨年度まで4年が経過をいたしました。石綿管の布設替えの進捗状況ですが、更新延長が当初約13.3kmありましたが、4年間で約6.67km更新をいたしました。全体の進捗率につきましては50.1%であります。また、年度実施累計の進捗率は23年度まで約119.7%であります。残りの約6.63kmにつきましては、今後更新予定の路線で道路改良や下水道整備等の他事業との実施時期と整合して、10カ年計画をもとに早期布設替えに努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

石綿管更新事業は、23年度まで国庫補助金事業として実施してまいりましたが、事業終了などにより、今後は水道企業会計の財政状況並びに全体事業を見据えながら10カ年計画の早期実現を目指していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、財政の見通しについてでございます。

大手企業の水道使用料が伸びていること、また企業債繰上償還により、利息の支払いが少なくなったことにより、順調に利益を生じておるところでございます。しかしながら、今後の水道使用料については、一般家庭の伸びがここに来て非常に少なくなっておりまして、伸びの見込みの見通しが立たず、企業により使用量もこの先増加する見込みは難しいと考えておるところでございます。今後も機械、電気更新工事、石綿管更新工事等を行っていかなくてはならないわけございまして、今後も非常に金がかかっていくというのが実情でございます。

次に、 の生活に欠かせない水の供給停止は引き続き行わないとのことについての質問でございますが、水道事業につきましては、水道法及び公営企業法に基づいて、正常にして豊富低廉な水の供給を図り、地域住民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として推進しているところでございます。

水道事業は独立採算制であり、原則として水道料金で経営をしていかなければなりません。水道料金の未収金対策といたしましては、年2回督促通知、停水予告書、停水通知の送付をしており、また電話での催促、訪問徴収も行っておるところでございます。再三の催促にもかかわらず納付していただけない場合は、水道法第15条第3項に定められている供給規定により、水道事業者には常時給水義務が課せられておりますが、料金を支払わないときは給水の停止をすることができることを踏まえ、また公平性の観点からも、給水停止等の強い対策を行うことも必要ではないかと考えておるところでございます。

次に、 の県水についての御質問でございますが、県では、昭和60年頃から水道の公益的な整備を進めるための基本計画、公益的整備計画の策定を進めておりました。この整備には、関

係市町村の要請に基づき、かつ計画の内容について同意を得て行うこととなっております関係から、同意を求める強い指導等もあったわけでございます。

町では、県の意向も踏まえ、すべてを地下水に依存しているが、将来の水需要の増大に対応した新たな水源の確保、渇水、地震等の災害時も含めた安定給水の確保、水道資源の汚染等に対処した安全飲料水の供給など、これらの課題を解決する方法として、水源を地下水のみに依存する体質を考えたとき、河川などの表流水を水源としている公益的整備計画に参画する必要があると考え、関係市町村と一緒に県に要望をいたした経緯があるわけでございます。

県は要望を受け、県西部、北部を含めた公益的整備計画の策定を行うことにし、この計画で県水を導入することになりました。平成3年6月15日、埼玉県水道水供給事業に関する協定を締結し、平成11年度より1日当たり1,500立方メートル、平成12年度は2,000立方メートルを受水するとの内容であったが、その後、協定書の一部変更を行い、平成12年度より1日当たり500立方メートルで受水を開始した。その後、幾度かの変更を行い、平成22年度から協定書のとおり1日当たり2,000立方メートルの受水を行っておるところでございます。

今後も新たな水源の確保、渇水、地震等の災害時も含めた安定給水の確保、水源の汚染等に対処した安全飲料水の供給などを考えますと、県水の導入は必要ではないかと思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思いません。

まず、補聴器の購入費の助成についてであります。

上里町では、現在92名の方がこの障害者手帳をいただいて補聴器の購入の補助を受けているということであります。しかしながら、多くの高齢者の方は、こういう制度も知らないで、またなぜ日本の中で補聴器の使用が各国に比べて低いかということでもありますけれども、やはりこういう耳が聞こえないということが障害につながっているんですよということの正しい理解がされていないということも大きいというふうに思っています。それで、私は町独自でという、この制度を知らしめる第一歩になるのかなというふうに思って提案したところでです。

本来であれば、この障害者の認定を受けたほうが手厚い補助制度になっています。5年に1回買いかえるときにも補助の対象になりますし、修理費も対象になるわけです。今、市町村独自で実施している多くの自治体は1回限りの補助でありますので、これに結びついていくことのほうが、受ける方には、よりメリットがあるんじゃないかというふうに私は思っています。

それで、町長も周知徹底を図っていただけるということでもありますので、ぜひそのことをお

願いたいと思います。一般的に広報に載せるとか、そういう形ももちろん重要だと思いますけれども、効果的なのは、年に1回、今介護保険のほうではアンケート調査を実施して、地域包括につなげる調査を実施していると思うんです。そういうところにおきましては、高齢者の方々には漏れなくそういうアンケートの調査が行き渡るわけですから、そういうところに、高齢で耳が聞こえにくい場合もそういう対象になるんですよということを周知していただければありがたいかなというふうに思っています。

それと、この障害者手帳をいただいてしまえば、1回限りのことなんですけれども、それには非常に難しい手続がありますし、その辺をもう少し、手続を緩和できるような方法がとれないのかどうかということについて、町は周知とあわせてどのように考えているのか伺いたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども私のほうからお話をさせていただきましたけれども、身体障害者手帳の取得については、先ほど沓澤議員もおっしゃってありましたように、広報等だけではなくて、介護保険のアンケート調査等の際にも、こういう制度がございますよということで周知をしていけたらいいと思います。そして、手続等につきましても、どういうふうに手続を進めたら、もう少し皆さんにわかりやすく周知ができるかということも、少し検討をしてみたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 高齢者の方々は、やはり特に耳が聞こえにくくなっていますと、家族も心配なので。以前は車を運転されていても、家族も、車の運転もやめるようにというふうに言ったりする関係がありまして、非常に申請などにも来にくくなるようであります。そういうこともありますので、できるだけそうしたところも、検討していただけるということでもありますので、願いたいなというふうに思います。

2番目の災害対策についてでありますけれども、町長も言っていただきましたけれども、家具の転倒防止は非常に有効だというふうに思います。実施している自治体などでは、家具は何個までというふうに決めているところもありますし、何万円までというふうに決めているところもあります。実際問題は、町で家具を購入して取り付け業者をお願いするという例もありますし、申し込んだ方が買われて、購入したものを設置して補助金をいただくということもあるようでありますけれども、何らかのこうしたものを実現していただいて、特に、やっぱり高齢者だけの世帯、高齢者だけと障害者のみの世帯については、こうしたことを徹底していただ



ければなというふうに思いますけれども、再度お願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほども申し上げましたけれども、転倒防止器具については、家具の転倒防止には有効な、非常に安全であるというふうに、対策であるというふうに思っております。今後、補助の対象者、限度額などや取り付け方法等、既に実施している市町村、たくさんあるわけでございますから、それらの調査をしながら実施の方向で検討していきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

次に、建物の耐震診断、耐震改修の促進を図ることでありまして、当初予算でようやく組みましたので、進んでいくんだなというふうに思っておりましたし、町長もそのように検討していただけるということでもあります。

市町村の建物の耐震改修促進計画を策定して補助制度を実施している市町村内の住宅において、耐震改修を行った場合には、所得税や固定資産税等の特別控除が受けられるということもあるようであります。そういうせっかく作った制度であっても使われないと意味がありませんので、そういうこともあわせてアピールしていただいて、やはり早く促進できるようにしていただきたいなというふうに思っておりますけれども、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今後町で耐震改修促進計画を策定するわけでございますけれども、それらの中で、ほかの市町村がどういうふうに対応しているか、そういうことも含めた中で今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） それでは、3番目の安心の水道事業について伺いたいと思います。

石綿管でありますけれども、50.1%ですから、10カ年計画で4年目において半分が実現したということは、いい進み具合なのかなと思う一方で、非常に頻りに揺れを感じる昨今でありますので、やはり早いテンポでやっていっていただくことが大事ななというふうに思っております。

それで、残った6.63kmにつきましては、他の事業とあわせてという、そのほうが効率的ではあるんですけども、やはり補助金も無くなりましたので、効率性もあわせてやっていくことが望まれるわけでありまして、いざという時には、本当に一日も欠くことのできない水の問題でもありますので、私は、県水と合わせて、県にもその辺の御理解をいただくよう強くお願いしていく、要望していく必要があるかなというふうに思っています。県のほうも、今までの協定の時とはまた日本の状況は、東日本大震災を境に大きく変わってきておりまして、耐震化は本当に何よりも重要課題になってきていると思います。

上里町は、幸い地盤もいいわけでありまして、もし万が一、首都圏の直下型地震などが発生した場合には、地盤がいいし、水も豊富な上里町では、やはり受け皿になるべく場所じゃないかというふうにも思っています。そういうことも加味しましても、やはり今までの協定にとらわれることなく、上里町も住民の安全な水の確保のために、一日も早くこの事業を成し遂げたいんだという、そのことをお願いしていくということは大事なかなというふうに思うんです。

それと、町長も申しておりますし、調べてみますと、上里町だけじゃなくて、多くの自治体で今家庭の水の使用料が減ってきています。それは節水型の電気器具もありますし、住民自身も水は大切にしようという、必要ないときは止めようという、そういう姿勢になってきておりますので。それはいいことである半面、企業にすれば売上げが減るとい、そういうことになるわけですね。しかし、県は水が足りない、足りないとい、ハツ場ダムだとか、また民主党政権は揺らいでおりますけれども、一回はもう止めたほうがいいという決断を出したダムの問題もあります。そうすると、そこにお金をかければまたもっと買ってくれという、そういう悪循環にもなりますので、やはり今大事にすべきところは何なのかという観点からいけば、協定はあったでしょうけれども、そこをお願いしていくという考えについて伺いたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 石綿管の話から県水の話まで幅広く御質問をいただいたわけですが、石綿管におかれましては、先ほど申し上げましたとおり51%、4年間で完成をしておるところでございます。あと残っている地域が三町と本郷、神保原と金久保地域、この4地域が残っておるところでございますけれども、今県道の布設替え、県道等舗装工事をやったり、そういう工事と一緒にこの布設替えもやっておるところでございます。今、金久保地域は県道の側道を作っております。側道を作っております、側道ができればあの下に全部入れられますから、そういう意味ではかなり進んでいくというふうに思っておるところでございます。

ます。

10年間のうちには何とか完成したいというふうに思っておるところでございますけれども、財政ともならみ合わせてやっていかななくてはいけないのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、先ほど来、議員がおっしゃられているように、今非常に震災のこともございまして、県にも補助制度があるかどうかということも検討させていただく中で要望もしていきたい、このように思っておるところでございます。

水が、今各家庭で非常に需要も減っておるところでございます、幸い上里町は大御堂の所の朝日食品が、かなりの需要が伸びておるわけでございますので、かなり使っていただいておりますけれども、県水の導入におかれましては、上里町は埼玉県で一番少ないわけでございます。当初から本当に上里町は水が余っているから、それほどとらなくてもいいだろうということで、県といろいろと相談をさせてきていただいたわけでございますけれども、今県水が2,000立方メートル使っておるわけでございますけれども、今これでも上里町が一番少ないわけございまして、本庄市が24年度は7,000立方メートル、神川町が3,000立方メートル、美里町が3,000立方メートル、上里町は2,000立方メートル以上は使いませんよということで当初約束をしておるわけでございますから、それで大丈夫なんだろうと思っておりますけれども、今後の推移を見なければいけないというふうにも思っておるところでございますけれども、今のところ2,000立方メートルでやらせていただいておりますのでございまして、できるだけ上里町は良い水が余っているわけでございますから、県水の水は使わないようにしておるわけでございますけれども。

県水を導入する時に、先ほど申し上げましたように、各市町村で要望した、そういった経緯もあるわけでございますので、それらのこともひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 県水でありますけれども、この間、県水に何でしたか、難しい名前の、ホルムアルデヒドですか、ホルマリン系のものだというふうに聞いていますけれども、それが基準を超えたということで、一時ストップするという事態もありましたし、地下水も、今のところは上里の水は安全でありますけれども、万が一のことを考えて県水の導入をしたことには誤りはなかったというふうに思います。どちらかが万が一のことがあっても、どちらかで住民に水を供給できるという観点は正しい判断だったなというふうに私は思うんですけれども。

今、県のほうも率先して、国の指導のもとに建物ないしそうした水道管についても早急に布設替えをして、こういう大地震等に備えていくことが言われているわけでありまして、協定

のときの考え方、上里町は水が豊富なので2,000立方メートルまでを限度に、それ以上はとらなくていいけれども、そこまでを約束して下さいよというのがあったと思いますけれども、県のほうも、やはり国の指導のもとで古い管を早く布設替えしなさいという、それで国のほうも予算的な関係で、前年度までは布設替えに補助金が出ていたと思いますけれども、今年度からは補助金も出ないという、そういう変動がありますので、県のほうもまた古い協定書を頼りに無謀なことは言わないんじゃないかなというふうに思ったりもするわけなんです。そこで、やはり話し合い、けんか腰じゃなくて話し合いということで、町長にも御苦勞をしていただければありがたいかなというふうに思っているんです。

それについて、再度答弁をお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 石綿管の布設替えにつきましては、今、首都直下型地震等も予想されておるわけございまして、国も県もそれについては非常に今敏感になっているというところでございます。そういう面におきまして、補助金等も模索しながらやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

また、ホルムアルデヒドにつきましては、今回情報が入った時にすぐ上里町は県水の導入は即、止めたわけございまして、安心が確認されるまでやらなかったわけございましてけれども、それも、やはり必ずしも県水だけが悪いということだけではなくて、もし震災でもあった場合、上里町の水道水が止まる可能性もなきにしもあらずということも想像しますと、どうしても県水の導入は必要であるというふうに認識しておるところございまして、今2,000立方をとっておるわけございまして、2,000立方以上はとらないようにということで、強く要望してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 私は、2,000立方以上とれとかいうことではなくて、今現在、2,000立方をとっているわけありますので、それを耐震診断が終了するまでは、上里の町の場合は水は今現在は足りていますよね。今後どうなるかわからないから、県水の導入は間違っているというふうには思っておりません。けれども、当面の間、こういうさまざまな石綿管だとか機械、電気の更新事業に取り組んでいる間、上里町は自己水で足りているので、その間だけでも少し減らしてもらえないかという交渉をできないかということをお願いしているんです。

その一定の耐震の機械、電気の耐震も終わり、更新も終わり、そしてまた老朽管の改修も終わった暁には協定通りに戻しますのでという、そういうことができないのかどうかということ

なんですけれども。

〔「それは都合がいい」の声あり〕

10番(沓澤幸子君) いやそれは、今、都合がいいという声も聞こえますけれども、でもやはり埼玉県自身も、市町村に対して早急にそうした事業を進めるように言って指導している側でありますし、そして県民、何よりも県民の、上里町も県民ですので大切な水を守っていく事業に上里町が積極的に取り組むという姿勢を理解してもらえるようお願いできないでしょうかということなんですけれども。

議長(高橋正行君) 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長(関根孝道君) 今後、そういうことができるかどうか少し検討してみたいと思います。それと、ホルムアルデヒドが発生した時に、上里のある住民が企業局のほうへ電話したそうです。上里町はそういう発がん性のある水を飲みたくないから止めると、そういう話もしたそうです。ありがとうございますけれども、そのときに企業局の答えは、止めるんなら止めても結構ですと、そういうお話をいただいたそうです。私も水道局の役員をやっておるわけですが、そちらの方へは、そういう話は行っていなかったようです。そういうお話も裏では、つい最近ですよ、ホルムアルデヒドが出たときですから、そのときに一住民がそういうことで電話をしたら、そういうふうに言われたそうです。上里町が要らないんなら結構ですと、止めてくれて結構ですと。そういうお話をいただいたんですけれども、もしそれで、じゃ止めた場合、先ほど来議論をしておるように、一朝有事、そういうことがあった場合に、そういう時には入れて下さいというわけにもいかないわけですから、多少のことはしょうがないのではないかなと、そんなふうにも考えておるわけですが、沓澤議員の意に沿いまして、私もそういうようなお話をさせていただいてみたいというふうには思っております。

議長(高橋正行君) 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番(沓澤幸子君) ありがとうございます。

非常に難しい問題だというふうには思います。しかしながら、わがままに映るかもしれないんですけれども、県のほうも今、何ていうんでしょうか、自然のものを大事に使っていく時に、水をもっと買ってくれ、もっと買ってくれ。それで、水は足りないんだからダムが必要だという本末転倒なところもありますので、やはりけんか腰のことをお願いするわけではありませんけれども、一定量、一定期間減らしていただいて、この事業を何とか住民負担なく、住民のほうにも15%の値上げをお願いしているわけでありまして、やっていきたいというその何てい

うんでしょかね、円満な話し合いでできればなというふうに思っているところです。

埼玉県の水道企業会計は、それほど苦しい会計にはなっていないようにお見受けしますので、そういうふうに町長、お話ししていただけるということでもありますので、御苦労だとは思いますが、ぜひ実現していただきたいなというふうに思います。

3番目の生活に欠かせない水の供給停止は引き続き行わないということについて、町長は第15条第3項の規定において、停止することも考えなくてはいけないという発言がありました。今まで上里町は、通告と催促等はもちろんやってきたと思いますけれども、そういうところまではやってこなかったわけですね。今この未収金の方々の内訳はどのような理由によって滞納になっているのか、わかるようでありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどお話を申し上げましたように、年に2回の督促状、通知をしております。停水予告書、停水通知の送付をしております。そういった中でもまだお支払いをいただけない方がたくさんあるわけでございまして、合計で、先ほど沓澤議員もおっしゃってありましたけれども、5,500万円ほどもあるわけでございます。こうした中には、もう再三に渡り通告したり、停水をしますよという通告をしているにも関わらず、全くやられていない方が多いわけでございまして、払わなければ水を止めるわけにいかないんだから、払わなくても大丈夫だという、一部にはそういう声も聞かれるところでございまして、やはりこれからは少し強い態度でやっていかないといけないんじゃないかと、そんな考え方もしておるところでございます。

本当に公平性を考えると、払わなくてもそれで済んでいる人と、どうしても苦しくても払っている人、生活保護を受けている方なんかも非常に払っている人が多いわけでございます。そういうことを考えますと、やはりそれらの措置も今後考えていかななくてはならないというふうに思っておるところでございますけれども、どういう方が払っていないかということについては、ちょっと私のほうではわかりませんが、その区分については、ちょっと詳細にわたってはよくわからないようでございますけれども、聞いたところによりますと、生活保護を受けている方は払っているという方が非常に多いと、そういうお話を伺っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 私も担当課のほうでお聞きしましたところ、理由がわからないというんですよね。そのことが私は非常に何ていうんでしょうか、国保会計であったり税のほうで

あつたりすると、それなりの理由がわかるわけでありますけれども、水道水のほうの料金の未収金については、町長がおっしゃるとおり再三通告していても払わない人は払わないということとは把握しているんですけども、どういう理由でそうなっているのかということについての理由は、担当のところでもわかっていないようであります。ですので、私はまずそのことを把握することが優先課題かなというふうに思っています。

実際問題、新聞等では、本当に生活に困窮して餓死をするような事態で発見された方の家庭で水道が止められたりということもあるわけでありますので、そういう事態は最低あってはならないなというふうに思っておりますので、その辺について、逆ではないかなと、把握が先ではないかなというふうに思うんですけども、答弁をお願いしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 未収金の方につきましては、名前を調べればわかるわけでございますから、今後未収金の状況、どういった階層の方がお支払いをしていないかということも、やはり調べる必要はあるかなと、そういうふうに思っておるところでございますので、その未収金の内容、状況等については、今後少し調べさせていただくと、調査をさせていただきたい、そういうふうに思っておるところでございます

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

ぜひ調査をしていただいて、それでもなおかつ本当に水は命に関わる、清潔に暮らしていく、健康で文化的に暮らしていく、そういう意味でも本当に欠くことのできないものでありますので、困っていないのに納めないということに対しては、他のものと同じようにきちっと納めるべきですということで、公平の観点から強く言われることは正しいと思いますけれども、止めるということは、やはりもう本当に、15条ではうたっているわけでありますけれども、今までの通りでやっていただきたいなというふうをお願いして、一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時50分散会